

計画期間

平成27年度～31年度

第1次

彦根市 地域福祉活動計画

“おたがいさん”の心でつくる
温かいまち彦根

平成27年(2015年)3月

彦根市地域福祉活動計画策定委員会
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしたい」という素朴な願いを叶えるため、「地域が主役」となった福祉のまちづくりを進める組織です。



はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進み、市民生活の多様化など社会情勢の変化とともに、経済的困窮をはじめ、孤独死、虐待、さらには引きこもり問題など、さまざまな福祉課題、生活課題が潜在化しています。

一方、安心して暮らせる地域社会を実現するためには、公的サービスの充実はもとより、市民一人ひとりが地域を支える一員として、コミュニティの構築に向けた取り組みへの期待も高まっています。



こうした地域の課題や期待に対し、地域福祉に関わるすべての人々が一体となり、ともに支え合い、助け合う「福祉のまちづくり」を計画的に進めていくため、「第1次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画は、「地域」を舞台に活動する地域住民や当事者、福祉活動団体、福祉事業者、ボランティアなどが主体的に福祉のまちづくりに参画することによって、よりよい「地域」での暮らしを実現していくための取り組み方法を具体化したもので、「“おたがいさん”の心でつくる温かいまち彦根」を活動理念とし、それを実現するために5つの活動目標と10の活動項目を掲げています。

今後は、本計画に基づき、市が策定した「地域福祉計画」と連携を図りながら、地域の皆さんと一緒に彦根らしい地域福祉活動を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました地域福祉活動計画策定委員会の岡野英一委員長をはじめ、各委員の方々に厚くお礼申し上げますとともに、住民福祉懇談会にご参画いただきました多くの住民の皆さんに心より感謝申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
会長 圓城 治 男

策定にあたって

このたび、彦根市地域福祉活動計画が策定されました。これは住民主体の地域福祉の取り組みをまとめた「住民福祉活動計画」、市レベルの関係組織・機関が民間レベルでの地域福祉実践をとりまとめた「地域福祉推進計画」、これらを推進する中核機関である市社会福祉協議会の改革方向を取りまとめた「社協基盤強化計画」の三部門から構成されています。



彦根市ではすでに総合的な視点から行政がまとめた「地域福祉計画」（平成24年策定）があります、今回、市社協がとりまとめた地域福祉活動計画は、民間の立場からの機動的な行動計画であり、課題にきめ細かく、かつ積極的に取り組む先駆計画の性格を持っているといえます。

全国にその名を知られる彦根城を有する彦根市は、滋賀県北東部の中核的都市であり、工業・商業のほか、農林業・水産業と多彩な産業を有し、風光明媚な観光都市としても際立った存在です。その一方、少子・高齢化や家族形態の変化等により、地域の福祉問題が大きな課題となっており、今回「地域福祉活動計画」が策定されましたことは、大きな意義があるものと確信いたします。

地域福祉は生活課題を住民の共同した力で解決に取り組む住民福祉活動を基盤としながら、関係する機関や団体と協働した問題解決の取り組み、そして住みよい地域づくりに発展させていく実践です。

今後、この計画が関係者や住民・市民全体に浸透・共有され、彦根市の地域福祉を動かす現実的な力となることを願ってやみません。

平成27年3月

彦根市地域福祉活動計画策定委員会
策定委員長 岡野英一
(龍谷大学 社会学部地域福祉学科 特任教授)

目次

| | | | | |
|---------|------------------|-----|---------|---|
| はじめに | 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 | 会長 | 圓城 治男.. | 1 |
| 策定にあたって | 彦根市地域福祉活動計画策定委員会 | 委員長 | 岡野 英一.. | 2 |

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって

| | |
|---------------------------------|----|
| (1) 計画づくりの背景..... | 5 |
| (2) 計画の目的..... | 6 |
| (3) 計画の位置付け..... | 6 |
| (4) 計画の期間..... | 8 |
| (5) 計画策定の体制..... | 8 |
| (6) 圏域における取り組みと地域福祉推進のイメージ..... | 10 |
| (7) 策定までの主な流れ..... | 12 |

第2章 計画の推進にあたって

| | |
|---------------------|----|
| (1) 計画の進行管理..... | 13 |
| (2) 進行管理・評価の体制..... | 14 |

第3章 社会福祉協議会について

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 社会福祉協議会とは..... | 15 |
| (2) 彦根市社会福祉協議会の役割..... | 17 |
| (3) 彦根市社会福祉協議会が目指すもの..... | 18 |
| (4) 彦根市社会福祉協議会の歴史..... | 19 |

第4章 地域福祉推進計画

| | |
|--------------------------------|----|
| (1) 計画の活動理念と込められた思い..... | 23 |
| (2) 活動目標..... | 24 |
| (3) 活動目標の実現に向けた取り組み | |
| 活動目標1 みんなを地域の中で大切にす る 意識づくり... | 25 |
| 活動目標2 みんなで孤立を見逃さない つながりづくり... | 30 |
| 活動目標3 みんなが安心できる 居場所づくり..... | 33 |

| | |
|------------------------|----|
| 活動目標4 みんなが担い手みんなが参加する | |
| しくみづくり..... | 36 |
| 活動目標5 みんなの困りごとを放っておかない | |
| 相談体制づくり..... | 41 |
| (4) 地域福祉推進計画 体系図..... | 46 |
| (5) 住民福祉懇談会の声..... | 47 |

第5章 彦根市社協基盤強化計画

| | |
|---------------------------------|----|
| (1) 基盤強化計画の策定にあたって..... | 49 |
| (2) 提言と強化目標..... | 49 |
| (3) 強化目標 | |
| 強化目標1 | |
| 協議体としての役割を発揮できる体制と業務内容の見直し..... | 50 |
| 強化目標2-① | |
| 社会福祉法人としての責任を意識した財政運営..... | 51 |
| 強化目標2-② | |
| 新たな福祉課題やニーズに対して | |
| 専門性・継続性を活かした支援ができる職員の育成... .. | 52 |
| 強化目標3 | |
| 地域福祉の要としての社協のPRと | |
| 客観的な評価システムの構築... .. | 53 |

資料編

| | |
|------------------------------|----|
| (1) 策定の経過..... | 55 |
| (2) 彦根市地域福祉活動計画策定委員設置要綱..... | 61 |
| (3) 策定委員名簿..... | 63 |
| (4) 作業委員名簿..... | 64 |
| (5) 用語解説..... | 65 |

◆「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字は、「害」という表現に抵抗を感じる人もいます。

さまざまな意見がありますが、本計画書では法律や制度、固有の施設・機関の名称などを除いては「障がい」「障がいのある人」とひらがなで表記しています。

障がいのある人も無い人も、誰もがともに安心して暮らすことができる地域づくりを福祉課題当事者（以下、「当事者」）、住民のみなさまと一緒に推進してまいります。

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって

1. 計画づくりの背景

近年、少子高齢化の進行や生活様式の変化により、社会経済構造が急速に変化しつつあり、貧困や孤立化、自殺、引きこもり、DV、児童や高齢者・障がいのある人への虐待、暮らしにくさや生活に困難を抱える人への支援など、新たな生活課題や福祉課題が広がっています。

一方で、人口減少社会の到来は、全国・県と比較して高齢化率が低い値にある彦根市においても、団塊の世代が75歳に達する2025年（平成37年）には人口が約110,500人、2040年（平成52年）には約103,000人／高齢化率は32.6%になると推計^{※1}されています。また、平成26年5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表したデータでは、「20～39歳の女性の半減」に伴い896自治体が「消滅可能性都市」に位置付けられるというショッキングなものでした。

このことは、独居高齢者や高齢世帯の増加など世帯の縮小化、地域でのつながりや支え合いの希薄化などを加速化するとともに、これまでの福祉の対象が、分野別・対象別に捉えられてきた中で、地域社会を構成する住民誰もが生活に困難を抱える可能性があり、これまでの社会保障制度が機能しきれない時代になりつつあることを意味します。

国においては、社会保障制度の持続可能性を高め、その機能が高度に発揮できるよう改革に取り組んでおり、「自助」を基本に協働してリスクに備える「共助」が「自助」を支え、最後のセーフティネットとして「公助」が補完する、自助・共助・公助の最適な組み合わせによる仕組みづくりを目指しています。

こうした仕組みは、介護保険制度が目指す「地域包括ケア」の理念や、平成27年4月から施行される「生活困窮者自立支援法」による複合的な課題を抱える困窮者への「第2セーフティネット」など、これからの社会保障改革の中に強く反映されています。

また、市では地域住民を「地域福祉」の責任ある主体と位置付け、行政と住民、事業者の協働による取り組みを進めるため、平成23年度に「彦根市地域福祉計画」を策定しています。

私たちが暮らす地域においては、自治会・町内会を範囲とした小地域をはじめ学区(地区)域など、さまざまな圏域で福祉活動が展開されているとともに、地域住民はもとより民生委員・児童委員、学区(地区)社会福祉協議会（以下、「学区(地区)社協」）、社会福祉事業者など多くの関係者が、地域活動やボランティア活動にも参加し、住民が主役となった「地域福祉」の推進が進められています。彦根市社会福祉協議会（以下、「市社協」）においても、こうしたみなさんとともに、「地域福祉」の推進を図ることを目的に「福祉のまちづくり」の推進に取り組んできたところです。

今後は、地域での生活・福祉課題の背景にあらためて目を向け現状を把握するとともに、これまで取り組んできた活動の効果や今後の課題を見つめ直しながら、彦根市に暮らす一人ひとりが地域社会を担う一員として、地域ぐるみで地域福祉を推進することで住民同士のつながりを深め、「誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせるまちづくり」を推進していく必要があります。

※1 国立社会保障・人口問題研究所／男女・年齢(5歳)階級別データ-『日本の地域別将来推計人口』
(平成25年3月推計)

2. 計画の目的

地域福祉活動計画は、市社協が中心となり「地域」を舞台に活動する住民やボランティアをはじめ、さまざまな団体・機関、専門職等の主体的な参加によって、よりよい「地域」での暮らしを実現していくための取り組み方法を具体化した、「民間計画」です。

高齢になっても障がいがあっても、子どもから高齢者まで誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる「彦根市」を実現していくためには、行政や市社協の取り組みだけでは不十分であり、住民が主体となった地域福祉の推進が必要不可欠となります。

この計画を地域福祉推進の“道標(みちしるべ)”とし、地域住民、ボランティア、NPOをはじめ、団体・施設、行政及び各種関係機関が連携・協働しながら、支え合い・助け合いを中心に据えた「福祉のまちづくり」に計画的に取り組んでいくことを目的としています。

3. 計画の位置付け

【地域福祉計画】 (策定：彦根市)

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むため市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や方向性及び市民が暮らしやすくなるために必要な仕組みづくりや条件整備について、市民また団体の参加を得ながら策定された行政や市民活動の役割等を示した「行政計画」です。

本市では、平成24年3月に策定されています。

【地域福祉活動計画】 (策定運営：彦根市社会福祉協議会)

地域福祉活動計画は、地域住民や当事者、ボランティアなどが主体的に福祉のまちづくりに参画し、地域社会を基盤に進めていく地域福祉を、どのように具体化し推進していくのかをまとめたものです。

本市の地域福祉活動計画は、次の3つの計画により構成されています。

①学区(地区)住民福祉活動計画

住民のみなさんの身近な地域において、生活・福祉課題に目を向けながら、地域の特性に沿った福祉活動・まちづくりを進めるもの

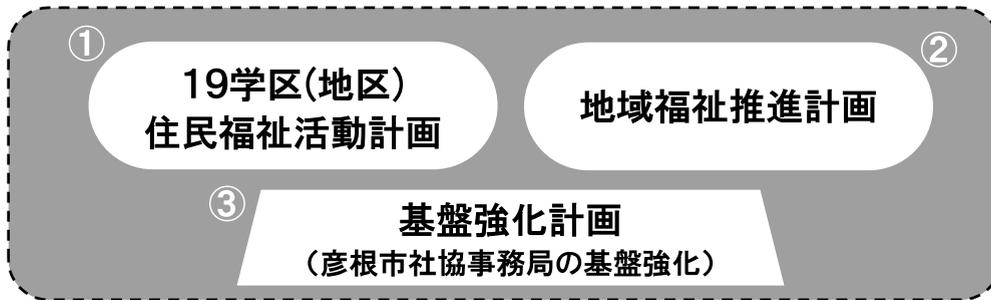
②地域福祉推進計画

市社協が「地域福祉」推進の中核的役割を担い、住民のみなさんをはじめ行政やさまざまな団体、関係機関等とともに、市全域で地域福祉活動を推進するもの

③基盤強化計画

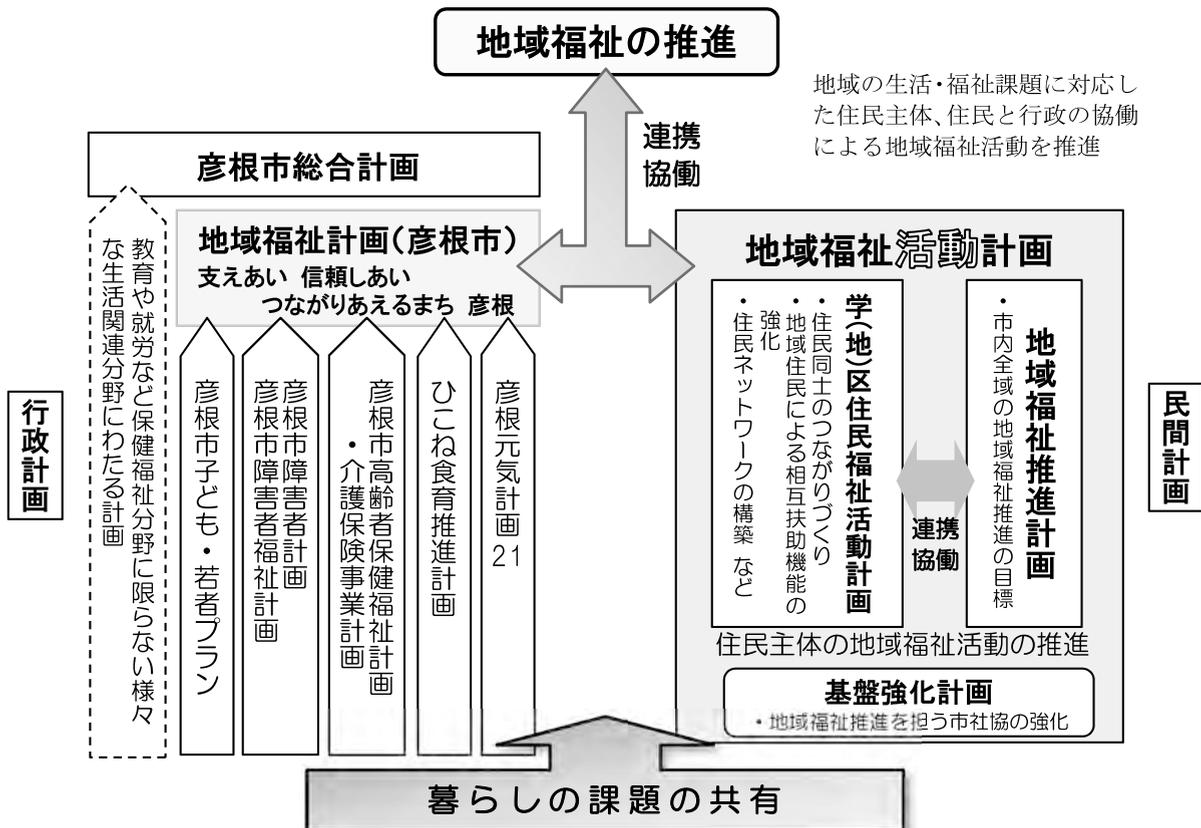
住民福祉活動計画及び地域福祉推進計画を推進していくため、地域福祉の推進を担う

彦根市地域福祉活動計画の構成イメージ



【「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性】

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、「地域福祉の推進」を共通の目標に掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。



4. 計画の期間

この計画の期間は、平成27年4月から平成32年3月の「5ヵ年」とします。

毎年定期的に取り組みの点検・評価を行い、昨今の社会情勢の激しい変化に鑑み、地域の実情などを踏まえながら本計画の中間見直しを3年後の平成29年度に行います。

31年度以降は行政の「第3次地域福祉計画」との一体的策定も視野に入れながら第2次、第3次計画を策定し、住民主体の地域福祉推進を計画的・継続的に進めていきます。

【計画の期間】

| 計画名 | 計画期間 | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------|-------|------|------|-------|------|--------------------|---------------------------------------|------|------|------|--|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 | 36年度 | |
| 彦根市 地域福祉活動計画 (民間計画) | | 第1次計画 | | | | | 第1次 2ヵ年 延長計画 | 第2次 地域福祉活動計画 ・ 第3次 地域福祉計画 | | | | |
| 彦根市 地域福祉計画 (行政計画) | 第1次計画 | | 見直し | | 第2次計画 | | | | | | | |

5. 計画策定の体制

この計画は、以下の体制のもと、さまざまな住民の参画・協力を得ながら策定しました。

1) 住民福祉懇談会（学区(地区)住民福祉活動策定会議）

市内の19学区(地区)社協域を単位に住民福祉懇談会を開催し、住民の方々に地域の生活・福祉課題等について話し合ってもらい、各地域における住民や団体等で検討されているさまざまな課題、意見、提案、行動等をきめ細かくお聞きし、本計画に採り入れました。

また、地域の特性を活かしながら住民が主体となって取り組める学区(地区)住民福祉活動計画の策定に取り組みました。

◆合計57回（のべ747人）

2) 彦根市地域福祉活動計画 策定作業委員会

市社協の職員で構成する策定作業委員会を設置し、住民福祉懇談会の意見集約等をはじめ、地域福祉を推進するための事業等を検討しました。

3) 彦根市地域福祉活動計画 策定委員会

学区(地区)社協、民生委員、福祉団体、福祉関係機関、NPO、学識経験者、行政等で構成、設置し、計画策定に関する審議を重ねてきました。

4) 彦根市社会福祉協議会 基盤強化計画策定会議

地域福祉活動計画を計画的に推進していくにあたり、地域福祉の推進を担う市社協の体制のあり方について、市社協の管理職を中心にメンバーを構成し議論しました。

- ◆在宅介護・地域福祉各課での会議 15回開催
- ◆両課検討会議 6回開催
- ◆策定会議 6回開催

5) ワーキングコアチーム会議

市社協地域福祉課職員を中心としてメンバーを構成し、地域福祉活動計画策定の進捗管理や方向性、骨子(案)の検討、基本資料の作成等を行う会議を43回開催しました。

6) 行政連絡会議

市関係各課との情報・意見交換を目的に5回の会議を開催し、横断的な観点から分野別計画や施策との整合性を図りました。

7) 啓発・周知

市社協広報紙「社協ひこね」により5回(H26.6.15、8.1、10.1、12.1、H27.2.1発行号)の広報活動を行うとともに、ホームページにおいても策定の取り組みについて周知を図りました。

また、地域の会合や市社協の事業において、来場者へ啓発資料等を配付しました。

8) パブリックコメント

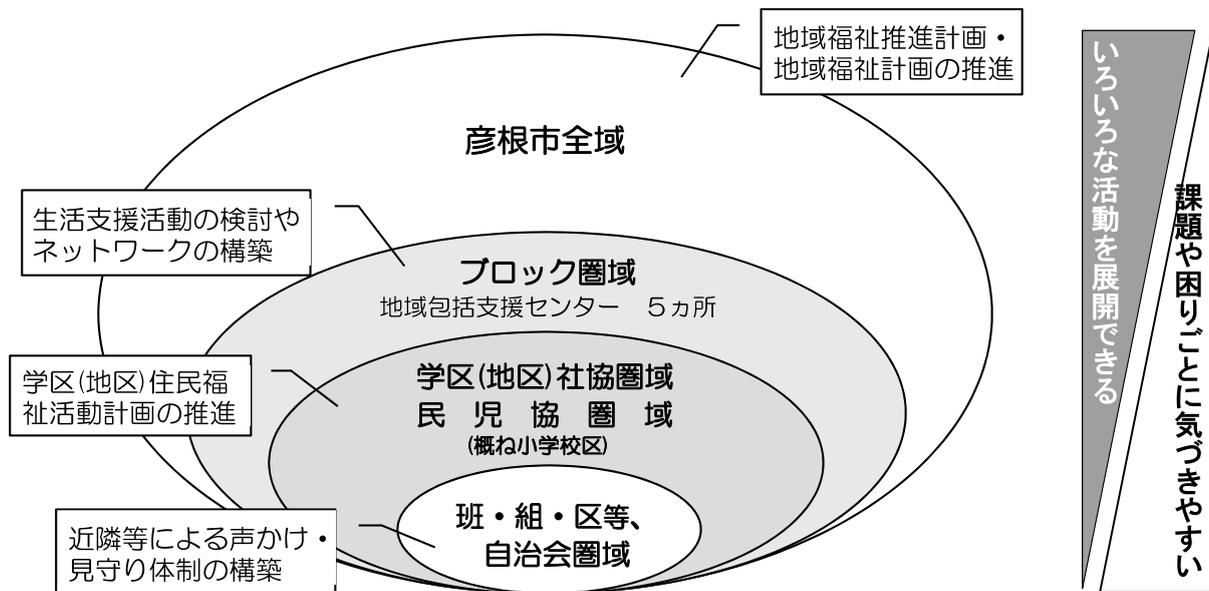
広報紙やホームページでの情報発信等を通して、平成27年3月15日から3月24日まで、計画素案に対する住民のみなさんの意見や提案を幅広く収集し、本計画に採り入れました。

6. 圏域における取り組みと地域福祉推進のイメージ

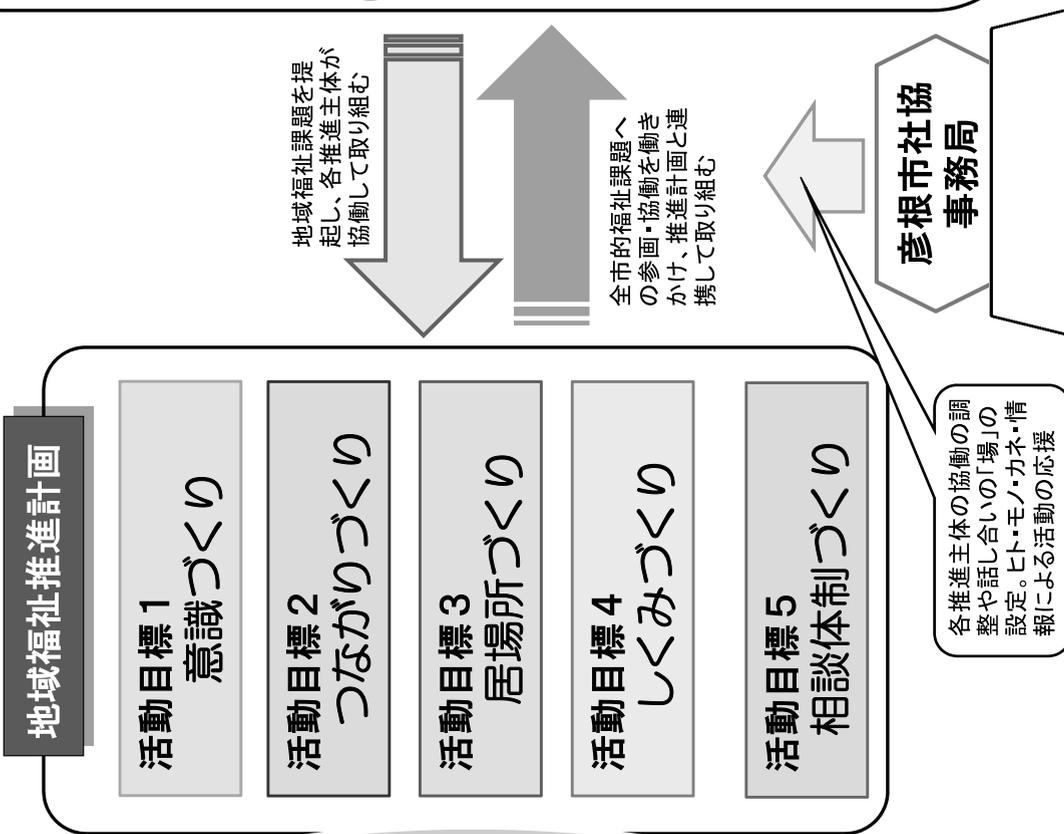
計画を推進するにあたり、それぞれの圏域における働きかけや活動、役割を意識しながら連携・協働し、一体となって進めていくことが重要と言えます。

本市における活動圏域を次のように捉え、事業を展開していきます。

【活動圏域における取り組み】



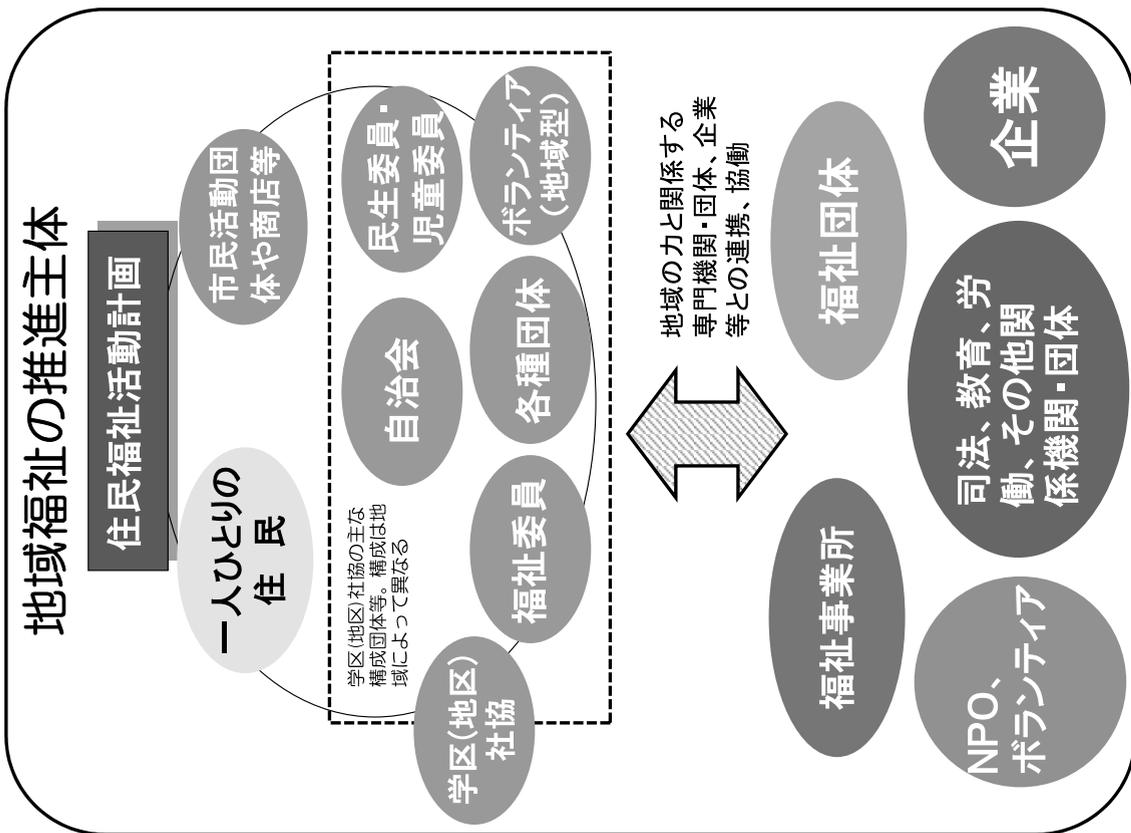
【地域福祉推進体制のイメージ】



地域福祉の推進

「“おたがいさん”の心でつくる

温かいまち彦根」の実現



行政 (基盤整備)

「住民福祉活動計画」
「地域福祉推進計画」
の取り組みを支える

7. 策定までの主な流れ

平成26年度内における主な流れは下記のとおりです。

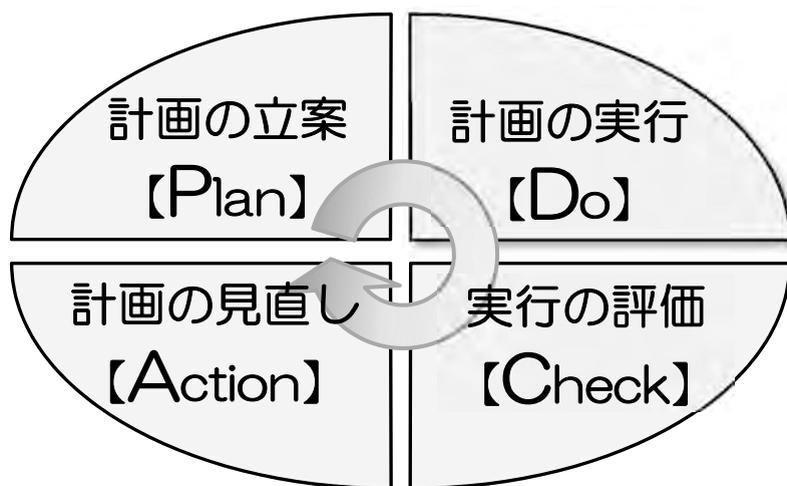
| 月 | 策定委員会 | 地域の動き | 彦根市社協の動き |
|-----------|--|---|--|
| 25年度 | <ul style="list-style-type: none"> 市社協事務局内での方向性の検討等 職員学習会の開催(2回) | <ul style="list-style-type: none"> 県社協等との打ち合せ 行政との情報、意見交換 | |
| 26年 4月 | | | 外部調査 (4/17) コアチーム会議 |
| 5月 | | | 行政連絡会議/社福課 (5/21) ↓ |
| 6月 | | | 広報紙「社協ひこね」広報① (6/15) 職員研修 (6/18) ・社協職員の役割理解 ↓ |
| 7月 | 第1回策定委員会(7/2) | 3地区合同住民福祉懇談会 中・南地区(7/29、30) ↓ 合同学習会の開催 | ホームページによる広報 (7/11) 第1回基盤強化計画策定会議 (7/17) 第1回作業委員会(7/22) ↓ |
| 8月 | | 3地区合同住民福祉懇談会 北地区 (8/5) ↓ 合同学習会の開催 | 広報紙「社協ひこね」広報② (8/1) 第2回基盤強化計画策定会議 (8/12) ↓ |
| 9月 | | 各学区(地区) 住民福祉懇談会 の開催 | 第3回基盤強化計画策定会議 (9/3) 第4回基盤強化計画策定会議 (9/24) ↓ |
| 10月 | | ↓ | 広報紙「社協ひこね」広報③ (10/1) ↓ |
| 11月 | | ↓ | 行政連絡会議/介福課 (11/10) 第2回作業委員会(11/18) 行政連絡会議/障福課 (11/25) 第3回作業委員会(11/27) ↓ |
| 12月 | | ↓ | 広報紙「社協ひこね」広報④ (12/1) 行政連絡会議/子支課・子青課 (12/11) 行政連絡会議/社福課(生活保護) (12/18) ↓ |
| 27年 1月 | 第2回策定委員会(1/30) | ↓ | 第5回基盤強化計画策定会議 (1/14) 行政連絡会議/福保部 (1/26) ↓ |
| 2月 | 第3回策定委員会(2/26) | ↓ | 広報紙「社協ひこね」広報⑤ (2/1) 第6回基盤強化計画策定会議 (2/16) ↓ |
| 3月 | パブリックコメントの実施 (3/15~3/24) 第4回策定委員会(3/31) | 19学区(地区) 計57回開催 のべ747人参加 | 43回開催 |

注) 上記、行政各課の名称は平成26年度のものであります。

第2章 計画の推進にあたって

1. 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクル（計画【Plan】を立て⇒実行【Do】し⇒実行の結果を評価【Check】して⇒計画の見直し【Action】を行う一連の流れ）を基本に進行管理を実施し、定期的な把握・評価を行いながら取り組みの改善点を明らかにし、今後の推進に努めていきます。



【計画年度における具体的なPDCAプロセス】

| 年 | 項目 | Plan (計画) | Do (実行) | Check (点検・評価) | Action (見直し・改善) |
|---------------|------------------------------|-------------------------------------|---------|---------------|---------------------------|
| 1 ～ 2年目 | 単年計画の 具体的展開 | 単年目標設定 単年度計画 | 活動展開 | 達成状況・ 成果確認 | 次年度の活動 展開に活かす |
| 3年目 | 単年計画の 具体的展開 | 単年目標設定 単年度計画 | 活動展開 | 達成状況・ 成果確認 | 見直し結果を残 り2カ年に反映 |
| | 活動計画の 中間見直しを含 めた、具体的展開 | 活動目標や事 業の見直し等 ◆2カ年評価 ◆目標設定 | 活動展開 | 達成状況・ 成果確認 | 見直し結果を残 り2カ年に反映 |
| 4 ～ 5年目 | 単年計画の 具体的展開 | 単年目標設定 単年度計画 | 活動展開 | 達成状況・ 成果確認 | 次期活動計画、 次年度の活動 に活かす |

2. 進行管理・評価の体制

本計画は、地域住民や福祉団体・関係機関、行政、社協等の連携・協働により計画的に実践し、地域福祉を効果的に推進していくことが大切であり、そのための適切な進行体制の整備と進行管理を行っていきます。

- 1) 評価機関として「彦根市地域福祉推進委員会」を設置し、市社協等が実施する事業評価の結果報告を行い、住民や各種団体等からの意見や評価をいただくものとし、取り組みの達成度などを評価・検証していきます。
- 2) 住民福祉活動計画は、当該地域で地域福祉活動に取り組む団体等と一緒に、計画の進捗状況や取り組みの効果を検証しながら、今後の進め方を模索していきます。併せて、「彦根市地域福祉推進委員会」でも各学区(地区)の計画推進状況を報告していきます。
- 3) 計画の進行管理と評価、中間見直しの状況については、市社協広報紙「社協ひこね」等の情報媒体を通して、住民に広く周知・公表していきます。

第3章 社会福祉協議会について

1. 社会福祉協議会とは

社協は、社会福祉法という法律において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられており、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命として、次のような目的や性格を有しています。

- ① 地域社会における、民間の自主的な福祉活動の中核的組織
- ② 住民の参加・協働による福祉社会の実現
- ③ 地域での福祉保健上の諸問題を、地域社会の計画的・協働的努力により解決を図る
- ④ 公共性、公益性の高い民間非営利団体（NPOではありません。）
- ⑤ 住民が安心・安全に暮らせる福祉のまちづくりを推進
- ⑥ 会費、共同募金配分金、補助金や委託金、介護保険等の事業収益を財源に活動

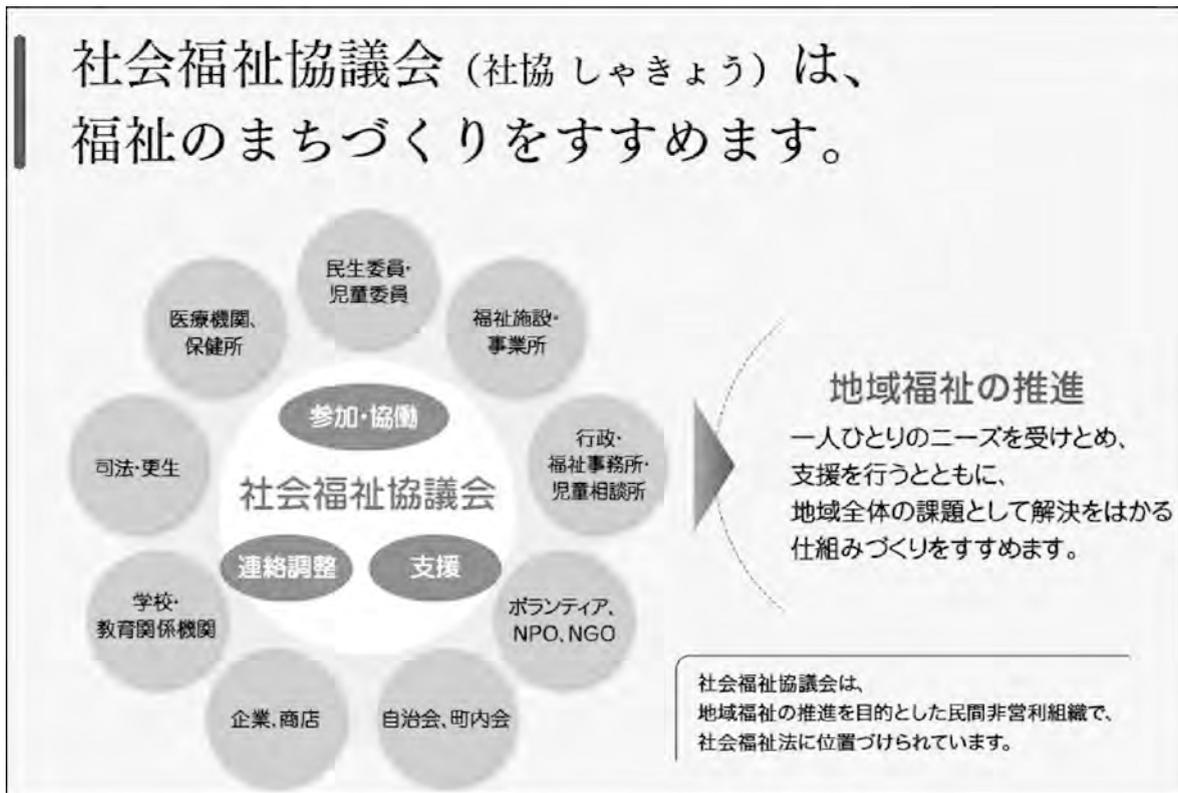
また、社協は、全国段階では全国社会福祉協議会（全社協）、都道府県段階では都道府県社会福祉協議会（都道府県社協）が、市町村段階では市町村社会福祉協議会（市町村社協）が組織されています。それぞれは独立した組織ですが、密接な連携体系を有しています。

市町村社協は、社会福祉を目的とする事業を経営する者や活動を行う者が参加し、かつ、社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数の参加により構成され、地域福祉の推進を図る団体とされています。

《市町村社協の主な構成》

- ① 住民や住民組織・・・地域住民、自治会、学区（地区）社会福祉協議会など
- ② 社会福祉に関する活動を行う団体・・・民生委員児童委員協議会、社会福祉団体、ボランティア団体、行政など
- ③ 社会福祉事業を経営するもの・・・社会福祉施設、介護保険等の福祉関係事業者など
- ④ 地域の主要な諸団体・・・企業、商工団体、生協、農協、特定非営利団体（NPO）など

《市町村社協の主な構成のイメージ》



出典：「全社協 アニュアルレポート 2013-2014」（全国社会福祉協議会 発行）より一部抜粋

社協は、設立の経緯、目的や性格、事務所の設置場所（行政施設の借用等）などから、行政の一機関と誤解されがちですが、地域住民や福祉関係者・団体のみなさんの参加・協働により、社会福祉法人として主体的に「地域福祉」の推進を図っている民間団体です。

※本市の学区(地区)社会福祉協議会は、同じ「社会福祉協議会」という名称を使っていますが、法的な位置付けのある市社協と、その役割や性格は異なります。(参考：彦根市社協HP「組織図」)

2. 彦根市社会福祉協議会の役割

社協の位置付けやその使命・体系から、具体的な彦根市社会福祉協議会（市社協）の役割とはどのようなもののでしょうか。

市社協の役割を考えると、「地域福祉」について理解をしておく必要があります。「地域福祉」の考え方や視点として、次のようなことが言われています。

- ・ 高齢者、障害者、子どもなどの分野や属性、年齢等を超えた福祉
- ・ 課題解決のため、分野を超えた地域関係者が連携
- ・ 課題解決のためのネットワークの構築・活動の形成
- ・ 地域における問題発生の予防的活動
- ・ 「個」の問題を「地域」の問題に
- ・ 潜在的な地域住民のニーズの顕在化

「地域福祉」とは、地域に関わる公私の関係者が、地域における様々な福祉課題や生活課題を早期に発見し、ネットワークにより協働しながら課題の解決や予防的活動に取り組むことで、地域における福祉を高めようとするということといえます。

地域福祉の推進のための方策として、社会福祉法では行政が中心となり地域福祉計画を策定することを求めています。本市では平成24年3月に「彦根市地域福祉計画」が策定されています。『支えあい、信頼しあい、つながりあえるまち彦根』を基本理念に、5つの基本目標を定め、地域における見守りなど共助の仕組みづくりを推進することを目的としています。

また、この計画において、市社協は地域福祉の中核的組織として、地区ごとの課題を明らかにした「地域福祉活動計画」の策定と、地域福祉活動への住民参加の促進、地域資源のネットワーク化などを通じ、地域における各種活動や担い手の育成に取り組むことを、その役割としています。

3. 彦根市社会福祉協議会が目指すもの

全国社会福祉協議会（全社協）では、平成15年3月（平成17年3月改訂）に、市町村社協の経営指針を示しており、その中で次の4点を経営理念として掲げています。

こうした経営理念の実現のため、指針では法人運営部門、地域福祉活動推進部門、福祉サービス利用支援部門、在宅福祉サービス部門の体制を確立することとしています。

社協の経営理念

- ①住民参加・協働による福祉社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

市社協においても、こうした経営理念に沿い新たな生活課題に対応していくため、平成22年度に市民有識者による「彦根市社会福祉協議会運営検討委員会」《委員長 鶴飼 修 氏（滋賀県立大学環境科学部 准教授*）》を設置し、これからの市社協のあり方について提言をいただいております。

※肩書は当時のものです。

彦根市社会福祉協議会の運営に関する提言書（抜粋・要約） ＜提言の三つの柱＞

1. 体制と業務内容の見直し

- ① 市社協内部体制の見直し
柔軟な連携と市社協全体としての業務推進体制の構築
- ② 新たな活動団体・行政との連携
NPO等新たな外部団体との協力関係の構築、連携、協働
- ③ 市社協・学区（地区）社協、自治会との連携体制の見直し
3者の関係の見直しと役割分担の明示・共有、自治会への「福祉委員」の配置

2. 活動財源と人材の確保

- ① 自主財源の確保
サービスの明示化と会費の見直し、寄付金の確保、介護保険の利益率の向上
地域福祉計画での行政施策への位置付けの明確化と助成財源確保
- ② 人材の確保
コーディネートスキルやネットワーク構築等、実践力のある人材の確保

3. 効果的な広報活動およびモデル事業の実施

- ① 価値観の多様な地域住民への福祉理念の啓発
地域における福祉の必要性とあるべき方向性の共有、福祉理念の啓発活動の実践
- ② 提供サービスおよびコスト・妥当性の明示
サービス等の理解のための広報、事業成果の評価システムの構築
- ③ モデル事業の実施
自助・共助・公助の関係性を整理、新しい団体等との連携のあり方提示

提言では、市社協は「エリア・マネージャー」として、専門的アドバイス・学区(地区)社協や他団体とのコーディネート、個別相談等への対応を積極的に果たしていく事が求められています。

市社協は、提言の実施に向け「地域福祉活動計画」を策定し、地域住民のみなさんの主体的な地域福祉活動の計画的な推進を図るとともに、エリア・マネージャーとしての積極的な役割を果たしていかねばなりません。

4. 彦根市社会福祉協議会の歴史

社協は、戦後GHQの提案を受け結成され、当初、全国組織である中央社会福祉協議会(現在の全国社会福祉協議会)が組織され、続いて都道府県社会福祉協議会が設置されました。その後市町村における社会福祉協議会の設立の動きが活発化し、市社協も昭和26年9月に、民生委員を中心に県下で初の市社協として設立されました。設立から63年の歴史を有する団体です。その沿革は概ね下表のようになります。

社協は、時代の変遷に合わせ「協議体」「運動体」「事業体」としての役割を有してきましたが、今後も地域福祉の推進を図る組織として、その組織体系などのあり方を見直し、地域のニーズを踏まえ、地域住民のみなさんはもとより、関係機関や団体等とのネットワークを構築することで、多面的な役割を果たしていかねばなりません。

【社協活動のあゆみ】

| 年次 | 彦根市社協 | 全国・県 |
|-----------|---|---|
| 昭和 24年 | | GHQの6項目提案、『自発的に行われる社会福祉活動に関する協議会の設置』 |
| 25年 | | 「社会福祉協議会組織の基本要綱」 「中央・都道府県・郡・市町村各社会福祉協議会構想案」 |
| 26年 | 県下で初設立（9月） | 社会福祉事業法成立 福祉事務所設置 「中央社会福祉協議会」・「都道府県社会福祉協議会」の結成、「市町村社会福祉協議会」順次設立 |
| 32年 | | 「市区町村社協の当面の活動方針」（地域組織化活動の提起） |
| 33年 | 事務局を錦町共存会館内に開設（職員2名配置） | |
| 35年 | 市共催で中央と南部の2か所によろず相談所開設 | |
| 36年 | 各学区(地区)社会福祉協議会の結成 貸衣装事業の開始（低所得者福祉と財源の確保） | |
| 37年 | | 「社会福祉協議会基本要項」（住民主体の原則） |
| 39年 | 家庭奉仕員事業を開始（市委託事業） | |
| 43年 | 市社協社会福祉法人化 | |
| 48年 | | 「市区町村社協活動強化要項」（運動体社協） |
| 49年 | 学区(地区)社協および福祉団体の実態調査 | |
| 52年 | | 「全国ボランティア活動振興センター設置」 |
| 53年 | 事務局を岡町健康管理センター内に移転 | |
| 54年 | | 「在宅福祉サービスの戦略」 「ボランティア活動振興のための提言」 |
| 56年 | 事務局を福祉保健センター（現福祉センター）内に移転 | |
| 57年 | | 「社協基盤強化の指針」 老人保健法制定 |
| 63年 | 市民福祉意識調査 ボランティアグループに助成 | |
| 平成 元年 | 痴呆性老人訓練事業の受託 小児難病救済基金の設立 | |
| 2年 | | 老人福祉法等社会福祉八法改正（社会福祉事業法に地域福祉規定） |
| 4年 | 地域福祉コーディネーター設置 南デイサービス事業受託 | 「新・社会福祉協議会基本要項」 |
| 8年 | | 「新『ふれあいネットワークプラン21』基本構想」 |
| 9年 | 南老人福祉センター指定管理運営 | 介護保険法成立 |

| 年次 | 彦根市社協 | 全国・県 |
|-----------|---|---|
| 平成 11年 | 北老人福祉センター指定管理運営 在宅介護支援センターハピネス運営受託 居宅介護支援事業実施 地域福祉活動指針～誰もが人間らしく安心して暮らせるために～策定 | |
| 12年 | 北、南デイサービスセンター介護保険事業指定 | 社会福祉事業法が改正され社会福祉法成立（社協目的、法的に明記） 介護保険法の施行 |
| 15年 | | 「市区町村社協経営指針」 「地域福祉活動計画策定指針」 |
| 17年 | 在宅介護支援センターいなえ受託 | 「地域総合相談・生活支援システムの構築に向けて～市区町村社協への提言」 |
| 18年 | 指定介護予防通所介護事業所指定 | |
| 22年 | 学区(地区)社協アンケートの実施 | |
| 23年 | 彦根市社会福祉協議会運営に関する提言（運営検討委員会） 福祉委員制度にかかる提言(学区(地区)社協基盤整備検討委員会) | |
| 24年 | 市地域福祉計画（彦根市策定） 地域支え合いモデル事業（城東中部地区・城北学区・日夏地区指定） 地域包括支援センター事業（ハピネス・いなえ）受託 | 「社協・生活支援活動強化方針」 「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」 |
| 25年 | 湖東圏域成年後見サポートセンターあり方検討委員会報告 地域支え合いモデル事業地域追加指定（旭森学区・佐和山学区・花田地区） 地域福祉活動計画策定作業着手（内部研修の実施） 湖東圏域「高齢者・障がい者なんでも相談会」実施（～3月まで3回） | 社会保障制度改革国民会議報告書 生活困窮者自立支援法成立（平成27年4月施行） |
| 26年 | 地域福祉活動計画策定委員会設置 | 医療介護総合推進法成立 滋賀の縁創造実践センター設立 |

地域福祉推進計画

第4章 地域福祉推進計画

1. 計画の活動理念と込められた思い

計画づくりに際して取り組んだ住民福祉懇談会等において、生活様式の多様化など、さまざまな社会環境の変化から人と人のつながりが薄れつつあることを多くの方々が感じておられました。

そうしたつながりの希薄化は、他人に助けを求めることはおろか、ちょっとした困りごとであっても誰にも打ち明けられず、時には地域社会からの孤立につながっています。

地域で暮らす誰もが認め合いながら、気軽に声をかけ合えるつながりと、その先にある“助けて”と言える関係づくりを進め、いつまでも支え合い、助け合いながら暮らし続けることができる地域づくりを実現できるよう、計画の活動理念に込めました。

活動理念

“おたがいさん”の心でつくる

温かいまち彦根

おたがいさん

生活・福祉課題を他人事とせず、互いに自らのこととして考え、「困ったときはお互いさま」と言い合えるつながりづくりをめざしていきます。

※私たちに馴染み深い「話し言葉」をイメージし、あえて平かな表記にしています。

心でつくる

「助ける側・助けられる側」を決めつけることなく、互いに尊重し合い、その人の思いを大切にできる、意識・風土づくりに取り組んでいきます。

温かいまち

暮らしの場である「地域」の中で、互いを気にかけて、時には「おせっかい」をしながら、みんなで支え合っている地域づくりを進めていきます。

2. 活動目標

活動理念を実現するため、5つの活動目標を設定しました。

この活動目標は、後述する10の活動項目を束ね、連携させる項目となります。

活動目標1

**みんなを地域の中で
大切にする 意識づくり**

活動目標2

**みんなが孤立を見逃さない
つながりづくり**

活動目標3

みんなが安心できる 居場所づくり

活動目標4

**みんなが担い手
みんなが参加する しゅくみづくり**

活動目標5

**みんなの困りごとを
放っておかない 相談体制づくり**

3. 活動目標の実現に向けた取り組み

活動目標

1

みんなを地域の中で 大切にする 意識づくり

現状と課題

私たちが暮らす地域の中には、子どもから高齢者までさまざまな年代の方がおられ、それぞれの生活スタイルが多様化している社会において、抱えている課題も複雑多様化しています。隣り近所や地域ぐるみの助け合いの必要性が求められている反面、「自分とは違う」「自分には関係ない」と差別や偏見は根強く、暮らしづらさを抱えた人ほど困難な状況にあります。

しかし、私たちは生活していく上で他者と関わり、支え合いながら暮らしています。暮らしづらさを抱えた人も含め、一人ひとりが大切にされ、支え合っていく地域づくりが求められます。

取り組みの方向性

同じ地域の中で暮らし、支え合っていく社会をつくるためには、私たち一人ひとりが地域での支え合いの意識や、地域にあるさまざまな課題に対する正しい理解が必要です。

そのために、出前講座や啓発事業、また学校・地域における福祉教育を通して一人ひとりの意識の向上や当事者への理解促進を進めていきます。

また、支え合いの形を学ぶ手段として、市内の地域福祉活動情報を収集・発信していきます。

活動項目
1-1

さまざまな人たちの存在や、
多様な暮らしを理解しあう風土づくり

地域社会はさまざまな価値観や生活様式を持った人たちが構成され、共に暮らしており、多様な生活・福祉課題（高齢、障がい、DV、ごみ屋敷、ホームレス、引きこもり、イジメ、差別、ワーキングプア、失業など）があります。

そのような中、時としてその背景や高齢、病気、障がいといった身体上の理由、子育てや介護などの悩みに対する人々の理解不足から、孤立や排除などさまざまな理由で「生活がしづらい」と感じている人がいることも事実です。

偏見・差別・無理解・無関心などによって、地域から排除されることなく、それぞれの人々が抱える課題についての正しい理解とその人らしさが尊重される「共生」の土壌を育てていきます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|------------------------------------|---|
| 1 | (拡充) 地域での福祉教育(出前講座)の充実 | 市社協内部や行政等と連携しながら、特に大人を対象とした福祉の学びを推進します。また、メニューの増設を図り、地域福祉活動への参加につながるよう取り組みます。 例) 勤労者向け「夜間塾」やふくしサマースクールの検討 【現行の講座メニュー】 ・認知症 ・家庭での介護 ・防災 ・健康づくり ・介護予防、保険 ・福祉学習 ・福祉こん談会 |
| 2 | (継続) 福祉活動事例の発信と理解の促進 | 市内における地域福祉活動実践者・団体の長年の功績を讃えるとともに、多様な福祉活動を広く地域に発信します。また、福祉課題に対する理解を深め、活動への参加を促進します。 |
| 3 | (継続) 学区(地区)社会福祉協議会活動による身近な学びの推進 | 学区(地区)社協を主体とした介護講座・教室や福祉講座、地域懇談会の開催を共に進め、身近な生活・福祉課題や住民の悩みへの理解促進を図ります。 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|----------------------------|--------------------|---------|------|------|------|
| 1 | 地域での福祉教育（福祉の出前講座）の充実 | 継続 ⇒ 検討 ■ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 2 | 福祉活動事例の発信と理解の促進 | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 3 | 学区(地区)社会福祉協議会活動による身近な学びの推進 | 検証 ◎ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証



▲福祉の出前講座(家庭での介護)



▲彦根市社会福祉大会での表彰

活動項目
1-2

いろいろな支え合いの形を学び合える地域づくり

私たちは地域の中でさまざまな人と関わり、支え合いながら生活を送っています。

しかしながら、近年は住民同士のつながりの希薄化や少子高齢化等により、家庭内をはじめ近隣同士の支え合いの力が徐々に弱まっており、新たな支え合いの形づくりが求められています。この新たな支え合いの形を作りあげていくためには、年齢や障がいの有無等に捉われることなく、地域の生活・福祉課題に目を向けた取り組みにしていくことが大切です。

さまざまな世代の人たちが、地縁の活動やテーマ型のボランティア活動による「支え合い」の形を目にすることができ、共に学び合える地域づくりを推進していきます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|---------------------------------|---|
| 1 | (継続) 学校等における福祉教育・学習の推進 | 各小・中学校や保育所・幼稚園などにおける福祉教育・学習について、学校や当事者、住民等と連携を図りながら、地域の生活・福祉課題に目を向けた「共に生きる力」を育む学びを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> 共同作業による学習プログラムの立案 ボランティアや当事者団体のコーディネート 「ふくし」や当事者の生活に関する講話 疑似体験の指導や進行 |
| 2 | (拡充) 防災・福祉教育の推進 | (仮称)福祉・防災マップづくりなど、防災・減災を切り口に、地域住民や当事者等と協働しながら一人ひとりの命と暮らしに目を向けた福祉教育・学習に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> 福祉・防災マップづくり 災害時をイメージしたサバイバル体験^新 防災・減災ワークショップ |
| 3 | (新規) 地域福祉活動、ボランティア・市民活動の情報発信 | さまざまな支え合いの形を学び合えるよう、市内における地域福祉活動やボランティア・市民活動情報を収集し、あらゆる媒体を通して広く発信します。 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|-------------------------|----------------------|--------------|---------|------|------|
| 1 | 学校等における福祉教育・学習の推進 | 継続 ⇒ | ⇒ | 検証 ◎ | ⇒ | ⇒ |
| 2 | 防災・福祉教育の推進 | 継続 ⇒ 一部検討 ■ | ⇒ 実施 ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 3 | 地域福祉活動、ボランティア・市民活動の情報発信 | 検討 ■ | 実施 ○ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証



▲福祉教育・学習での車いす体験



▲福祉・防災マップづくり

みんなで孤立を見逃さない つながりづくり

現状と課題

単身世帯の増加や少子高齢化、雇用形態の変移など社会の構造的な変化は、これまでセーフティネットの役割を果たしてきた家族や地域社会が持っていた、お互いを支え合う機能に大きな影響を与えています。

人々の価値観やライフスタイルの変化もあって、住民関係が希薄化する中、社会との接点をなくし孤立していく人が少なくありません。いまや、高齢者であれ若者であれ、病気や離職などの何かをきっかけに、誰もが社会的孤立・生活困窮に陥りうる危うさをはらんでいます。

また、災害時においても情報や地域の支援が十分に行き届かず、取り残されてしまうことが心配されます。

こうした状況から、地域で孤立してしまい周りに気づかれない人々、自分から助けを発信できず、さまざまな社会のしくみを活用することが困難な人々、制度の狭間であって支援の手が届かない人々へのアプローチが課題となっています。

このような社会的に弱い立場にある人々を孤立や排除から守り、地域の一員として社会と繋がりながら暮らせるよう、身近なまちにおけるつながりを築いていくことが求められています。

取り組みの方向性

地域で困りごとの芽を早期に発見したり、暮らしのさまざまな課題の解決方法を考えていくためには、「人と人とのつながり」「支え合い」が重要となっています。

悩みや困りごとを抱える人が、地域で安心して生活していくためには、住民同士の交流や、互いが負担に感じない適度な距離感をもった見守りが、日頃から地域の中に浸透していることが必要です。

またこれは、困った時にはSOSを発信でき、それを受け止める「助け合い支え合うことがあたりまえ」の地域づくりの基盤となり、災害時における助け合いの意識を高めることにもなります。

生活の場である地域だからこそ発揮できる“住民の力”“近隣の力”で、どんなときにも互いに支え合い、いざというときに頼りにできる心強いつながりづくりを進めます。

活動項目
2-1

互いに「助けて」を言える地域づくり

個人情報やプライバシー保護という言葉が日常的に使われるようになり、人との関わりが難しいと感じる人が増えてきました。

困っている人を見かけると何か役に立てることはないかと思うものの、おせっかいと思われはしないかとためらってしてしまいます。一方で、ちょっと助けてもらいたいと思っても人に迷惑をかけられない、助けてもらったら助けて返さないといけないと人の好意が負担にさえ感じることがあります。

しかし、自分のことを気にかけてくれる人の存在は、地域で暮らしていくうえで心の拠りどころとなるもので、それを身近に感じることができるのは“日々の交流”だと言えます。日頃からのあいさつや声かけは、悩みを抱えた人への「あなたのことを気にかけている」というメッセージにつながります。

お互いがさりげなく気づかい合い、自身の暮らしの弱いところも見せられるようなゆるやかなつながりのある地域づくりに取り組んでいきます。

具体的な取り組みの内容

| | 取り組み内容 | 説明 |
|---|--|--|
| 1 | (新規) あいさつプラスOne ^{ワン} 運動の展開 | 普段のあいさつや回覧板を手渡す際に、「今日もお元気ですか?」「お気をつけて」などの何気ない気づかひの言葉を添えるあいさつプラスOne運動を進めます。 |
| 2 | (新規) 「孤立」について学ぶ場づくり | 地域住民が身近な「孤立」について意識を向けることで、困っている人への気づきと理解につながるよう学習の機会をつくります。 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| | 取り組み | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---|--------------------------------|---------|---------|------|------|------|
| 1 | あいさつプラスOne ^{ワン} 運動の展開 | 実施 ○ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 2 | 「孤立」について学ぶ場づくり | 実施 ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証

活動項目
2-2

平時のつながりを活かす防災・減災体制づくり

災害時においても地域の助け合いの取り組みが効果的に発揮され、一人ひとりの命と暮らしが守られるとともに、自力では避難することが難しい方々（災害時避難行動要支援者）が取り残されることのないよう、平時からの住民同士の「顔の見える関係」づくりと、地域の実情に応じた助け合いのしくみづくりに取り組んでいきます。

また、彦根市社会福祉協議会は「彦根市地域防災計画」においてボランティア団体とともに、大規模災害時に設置される「災害ボランティアセンター」の運営にあたること が明記されています。

平時より災害ボランティアセンターの役割や機能を周知するとともに、地域住民や福祉団体・施設、企業、行政等とのネットワークを構築しながら「公民協働型」の災害ボランティアセンターとして円滑な運営が図れるよう、取り組んでいきます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|-----------------------------------|--|
| 1 | (継続) 災害に対する学びの場づくり | 集合型研修や福祉の出前講座による防災講座・ワークショップを通し、一人ひとりの備えと、発災時に互いに支え合える関係づくりを進めます。 ・防災基礎講座の開催 ・福祉の出前講座（防災講座） |
| 2 | (継続) 災害ボランティア活動の理解促進とセンターの周知強化 | 大規模災害時に迅速に対応できるよう、住民に対する災害ボランティアセンターの周知に努めます。 ・福祉の出前講座（防災講座）へのメニュー創設(新) ・広報紙等での周知 ・住民参加型の災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 ・彦根市防災展への展示 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|---------------------------|----------------------|---------|---------|---------|------|
| 1 | 災害に対する学びの場づくり | 継続 ⇒ | 検証 ◎ | 実施 ○ | 継続 ⇒ | ⇒ |
| 2 | 災害ボランティア活動の理解促進とセンターの周知強化 | 継続 ⇒ 一部検討 ■ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証

みんなが安心できる 居場所づくり

現状と課題

本計画策定のため市内各地で実施してきた住民福祉懇談会において、「昔は自然に交流を持てたが、今は隣の人と話すのも難しくなってきた」といった声が挙がり、「気軽に集まれる場所がほしい」「3世代が集える場所があるとよい」などの意見が多く出ました。このことは、少なからず住民自身が身近なつながりの場が無くなってきていると感じているあらわれだと言えます。

併せて、地域で生活を送っているにもかかわらず、さまざまな理由で社会との接点を持たず孤立している人もおり、誰もが安心できる居場所の必要性が高まっています。

また、市内には障がいや認知症、難病などを原因とした何かしらの生きづらさを持つ人たちも暮らしていますが、同じような悩みを持つ人たちが互いに出会い、好きなときに集まって話し合える場が市内に十分あるとはいえません。

加えて、本市においても6人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれており、周りからは分かりにくいかもしれませんが、貧困から生じるさまざまな問題で人知れず悩み苦しんでいる子どもも多いと思われることから、そういった子どもたちの課題を解決していく取り組みが求められています。

取り組みの方向性

子どもから高齢者、障がいの有無や貧困状態にあるかどうかなどに関わらず、地域で暮らす「みんな」を大切にしたいという思いを叶えるため、サロン等の内容の充実を図り、多世代が身近で気軽に集まることができる居場所づくりを進めます。

また、同じような悩みを持つ人たちが互いに交流し、思いを共有することで心が楽になったり、勇気づけられたりすることから、関係団体や行政、企業等はもちろん、地域住民のみなさんと共に、困りごとで悩んでいる人たちが集える場づくりを進めます。

併せて、貧困状態から学習機会や環境が不十分なまま育ったことで安定した就労ができなくなり、生活に十分な収入が得られない結果、次の世代も貧困状態に陥るといった「貧困の連鎖」を断つため、市内のさまざまな社会資源と連携して、遊びや学習など生活を通じた子どもたちの居場所づくりに取り組みます。

活動項目
3-1

身近なところで、さまざまな世代の人たちが
気軽に集える場づくり

「いろいろな世代が集まれる場所が地域にない」、「子どもと高齢者の方が一緒に過ごせる場所がほしい」といった地域の声や、「定年後の地域での居場所がない」といった悩みに応えるとともに、子どもも高齢者も、障がいのある人も病気を抱える人も、みんなが「おたがいさん」と言い合える地域を目指すため、誰もが気軽に集える場所を市内につくっていきます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|-------------------------------------|---|
| 1 | (継続) 共同基金を活用した自治会における福祉活動の推進 | 自治会における多世代の交流を図り、身近な地域でより強く「おたがい」を感じ合えるよう、さまざまな集いの場づくりを応援します。 ・共同基金の活用（小地域福祉活動助成） |
| 2 | (継続) 学区(地区)社会福祉協議会活動によるふれあいの場づくり | 学区(地区)社協が実施する「ふれあいサロン」の内容の充実を図り、子どもから高齢者までの誰もがふれ合えるサロンづくりを進めます。 |
| 3 | (継続) 居場所づくりの推進 | 地域課題や制度の狭間で悩む人たちもそうでない人も関係なく、気軽に集える新たな居場所づくりを進めます。 ・空き家の活用方法について検討 [㊦] ・サロンなどの活用方法の検討 [㊧] |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|-----------------------------|-----------|---------|---------|------|---------|
| 1 | 共同基金を活用した自治会における福祉活動の推進 | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 2 | 学区(地区)社会福祉協議会活動によるふれあいの場づくり | 検証 ◎ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 3 | 居場所づくりの推進 | 一部検討 ■ | 実施 ○ | 継続 ⇒ | ⇒ | 検証 ◎ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証

活動項目
3-2

同じ悩みを持つ人たちが交流でき、
心が軽くなる拠り所づくり

地域のみんで共有できる悩みがある一方で、病気や障がい、家族の介護のことなど、同じ悩みを持つ人にしか分からないことはどうしてもあります。しかし、市内にはまだまだ同じ悩みを持つ人たちが好きなときに集まり、交流できる場所が十分にあるとは言えないことから、市内の各種福祉団体やボランティアなどによる、そのような居場所づくりを共に進めます。

また、市内の子どもの6人に1人が貧困状態にあるという事実を重く受け止めて、子どもたちの学力向上や自尊心の回復を図るとともに、大人たちとの関わりから子どもたちに将来のモデルを提供することで、そういった子どもたちに多く見られるさまざまな生活の問題へのアプローチとして、地域にある社会資源の活用と関係機関の連携による居場所づくりを進めます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|--------------------------------|--|
| 1 | (継続) 同じ悩みを持った人たちの拠り所づくりの推進 | 福祉団体やボランティアなどによる、同じ悩みを持つ人たちの拠り所づくりを応援します。 ・各種助成金事業等 |
| 2 | (新規) 地域の社会資源を活かした子どもの居場所づくり | 地域の集会所やお寺をはじめ、市内にあるさまざまな施設や学校など、あらゆる社会資源を活用し、関係機関と連携することで、いつでも自由に集え、遊びや学び、生活を通してどの子どもも主役として輝ける居場所づくりを進めます。 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|------------------------|-----------|---------|---------|------|---------|
| 1 | 同じ悩みを持った人たちの拠り所づくりの推進 | 一部検討 ■ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 2 | 地域の社会資源を活かした子どもの居場所づくり | 検討 ■ | 実施 ○ | 継続 ⇒ | ⇒ | 検証 ◎ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証

活動目標

4

みんなが担い手 みんなが参加する しゅくみづくり

現状と課題

地域の中で安心して暮らせるまちを目指すためには、暮らしの中にある生活課題に対して、住民が主体的に関わり、互いに支え合うしゅくみや支援体制づくりが必要です。

地域や暮らし、そして人を支え合う地域福祉活動・ボランティア活動には、昨今の社会情勢を反映して、若い世代の参加、継続して活動できる人の確保が難しいなどの課題もあります。

特に、地域の中では、団塊の世代や若い世代の方を中心に、何らかの形で地域に役立ちたいけれどもきっかけがない、何かしたいけれども何ができるかわからない、どんな活動団体があるのかわからない等、情報提供や情報収集の不足、人材発掘が大きな課題となっています。

取り組みの方向性

地域福祉活動への新たな参加を促していくためには、地域福祉活動やボランティア活動、各種講座に関する情報提供を積極的に行うなどきっかけづくりが大切です。また、地域での活動が一過性のものでなく、継続的に進められる環境づくりも必要です。

こうしたことから、地域でともに活躍できるリーダーの育成やサポーターの養成をはじめ、住民のパワーが十分発揮できる仕掛けづくりに努めます。

活動項目
4-1

あらゆる人財が力を発揮する、
支え合いのしきみづくり

住民への啓発やきっかけづくりなどを通して、より多くの住民、特に若い世代のや団塊の世代の方々に対して、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ってもらえるよう担い手の養成に取り組みます。

また、複雑多様化する福祉課題やボランティアニーズに対し、地域住民や関係機関・団体等が連携し、円滑に課題解決に向けて取り組めるよう、体制や基盤づくりを進めるとともに、情報や意見交換が行える場づくりを進めます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|--|---|
| 1 | (継続) 身近な地域で活動に参加できる場づくり | これまで取り組んできた「地域支え合いモデル事業」等の成果を生かし、住民の持つ知識や経験を地域活動に発揮できる環境づくりや地域リーダーの育成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ちよいボラ活動の推進(新) ・福祉委員等の設置推進 |
| 2 | (継続) 助成金の活用による支え合いのしきみづくり | 仲間づくり講座などを開催し、地域の中での新たな取り組みや担い手グループ等の立ち上げを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり助成金の活用 ・善意銀行預託金の活用 ・民間助成金制度の周知 |
| 3 | (拡充) ボランティアセンターの基盤強化と機能充実 | 新たな福祉課題へ対応していくため、多様な団体で構成する検討会議を開催し、ボランティアセンターの基盤強化と機能の充実を図ります。 【主な検討課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型による生活支援ボランティアの養成 ・団塊世代向けボランティアの育成 ・福祉人材登録制度の創設 |
| 4 | (新規) 住民福祉活動計画の策定・推進および学区(地区)における地域協働の場づくり | 各学区(地区)における住民福祉活動計画の策定や取り組みを推進するとともに、地域団体やボランティア、地域包括支援センター等の福祉専門職が情報・意見交換を自由に行う場づくりを進め、協働しながらその地域の課題に取り組むしきみづくりを目指します。 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|--------------------------------------|--------------------|---------|------|------|------|
| 1 | 身近な地域で活動に参加できる場づくり | 一部検証 ◎ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 2 | 助成金の活用による支え合いのしゅみづくり | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 3 | ボランティアセンターの基盤強化と機能充実 | 検討 ■ 実施 ○ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 4 | 住民福祉活動計画の策定・推進および学区(地区)における地域協働の場づくり | 実施 ○ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証



▲助成金を活用した世代間交流事業



▲住民福祉活動計画策定の様子(住民福祉懇談会)

活動項目
4-2

福祉関連情報が発信され、
必要な人に届くしきみづくり

市内における福祉活動情報はさまざまな形で発信されていますが、より身近でより一層手軽に情報を得られ、活用できるようにしていくことが関心の薄い人々への働きかけにつながると言えます。

また、やりがいや意欲を持った活動者がさらに活動しやすい環境をつくることにもつなかり、幅広い福祉関連情報を広く住民に提供するためのしきみづくりに取り組みます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|---|---|
| 1 | (新規) 気軽に福祉関連情報を得ることができる場所の開拓 | スーパーや金融機関等と連携し、福祉情報が多くの人の目にふれる機会を増やすために、設置場所の開拓を進めます。 |
| 2 | (継続) 広報紙「社協ひこね」の発行と内容の充実 | 広報紙発行を通して、広く福祉関連情報を発信していきます。また、読みやすい内容の研究等に取り組み、内容の充実を図っていきます。 |
| 3 | (継続) 障がい当事者や外国籍住民等への情報提供 | 広報紙「社協ひこね」の点訳・音訳版による福祉情報の提供を行うとともに、外国語による「翻訳版」の制作・発行について検討し、幅広い情報発信に取り組みます。 |
| 4 | (継続) ホームページやSNS（ソーシャルネットワーク）を活用した福祉情報の発信 | ホームページの運用により、ウェブ媒体での情報提供に取り組みます。また、ツイッター等のSNSの効果的な運用により、タイムリーな情報発信に努めます。 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|-------------------------|----------------------|---------|------|------|------|
| 1 | 気軽に福祉関連情報を得ることができる場所の開拓 | 実施 ○ | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 2 | 広報紙「社協ひこね」の発行と内容の充実 | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 3 | 障がい当事者や外国籍住民等への情報提供 | 継続 ⇒ 一部検討 ■ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 4 | ホームページやSNSを活用した福祉情報の発信 | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証



▲広報紙「社協ひこね」



▲彦根市社協ホームページ

活動目標

5

みんなの困りごとを放っておかない 相談体制づくり

現状と課題

地域ではいくつもの生活・福祉課題を抱え、生きづらさを感じながら暮らしている人がいます。

相談したい状況になっても、「どこに、誰に相談すればよいか分からない」と困っている人や、自身が困っていることに気づけずサインを出せない人もいます。その一方で、気になる人に対してどうしたらよいのか分からず、一歩踏み出せない人もいます。

誰にも相談できず抱え込んでしまい、周囲の人も気づけず、問題が重篤化することが多いために、地域住民や専門職が手をつなぎあい、問題の早期発見・早期対応に努めることが大切です。

しかし、早期に対応ができない場合には問題が複雑化、深刻化するため、地域、行政、あらゆる団体、事業所等によるネットワークや、相談者の声を一カ所で受け止めるワンストップの体制が求められています。

また、福祉に関わる制度が充実してきているにも関わらず、どの制度にも該当しないために、課題解決の糸口が見つからないままの人がいるのも現状です。

取り組みの方向性

問題を複雑化、深刻化させないためにも、ニーズを早期に発見し、適切な相談支援につなぐ取り組みを進めます。

また、さまざまな困りごとに対応するため、地域住民による助け合いはもとより、地域包括支援センターや相談支援事業所等の多様な専門機関（職）、行政、団体との協働のもとにワンストップの相談体制を目指します。

併せて、制度の対象になるかどうかに関わらず放っておくことなく、さまざまな相談機関とのネットワークを生かしながら、相談者の思いや背景を尊重し、寄り添いながらそのペースに合わせて考える伴歩型※とも言うべき取り組みを目指します。

※「伴歩」という言葉は、「伴走」よりも更にゆっくり寄り添うことを意味する、本計画での造語です。

活動項目
5-1

ニーズキャッチの体制づくり

地域には、困りごとをどこに話せばよいのか分からずにいる人や、一人で悩みを抱え込んでしまい問題が深刻化してしまう人がいることから、ニーズ発見力を養うことで早期発見・早期対応に努めます。

また、地域住民と専門職の協働のもとに、より身近な地域で相談できるためのネットワークづくりや、継続した相談支援が行える体制の検討を行いながら、相談体制の充実に向けて取り組みを進めます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|-----------------------------------|---|
| 1 | (継続) 地域からの困りごとをすくひあげるネットワークづくり | 問題を深刻化させないために、早期発見・早期対応に向けて、より一層地域との連携を図るとともに、市内のあらゆる社会福祉法人や社会福祉施設・事業所などとも連携を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門職によるアウトリーチ（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等） ・民生委員・児童委員、福祉委員、学区(地区)社協、自治会、住民、企業、団体等との連携 |
| 2 | (継続) 心配ごと相談事業の拡充 | 日常生活上のあらゆる相談に応じる相談窓口として広く住民のみなさんに活用していただけるよう、相談機会の拡充について検討します。また、継続した相談支援が行えるよう、相談員の配置体制を見直します。 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)移動心配ごと相談事業^① ・専任相談員の設置検討^② |
| 3 | (継続) 相談支援の充実 | 問題の早期発見・早期対応につなげるために、主に相談支援に携わる専門職のニーズ発見力を養うことと併せ、連携強化を図ることでニーズをキャッチしたあとの柔軟な対応につなげます。 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----------------------------|---------|---------|--------------------|------|------|
| 1 地域からの困りごとをすくいあげるネットワークづくり | 継続 ⇒ | ⇒ | 検証 ◎ | ⇒ | ⇒ |
| 2 心配ごと相談事業の拡充 | 継続 ⇒ | 検討 ■ | 継続 ⇒ 実施 ○ | ⇒ | ⇒ |
| 3 相談支援の充実 | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証

あちゆる悩みや困りごとをお気軽に相談ください

問題を解決するための「最初」の相談窓口

どこに相談すればいいのか分からない、そんな時は、

相談料・予約不要

○開所日 毎週水・金曜日
13:00~16:00

※ただし、祝日の場合は開所しません。

○場 所 彦根市福祉センター 別館2階相談室
(彦根市平田町670)

社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会 地域福祉課
TEL: 0749-22-2821 FAX: 0749-22-2841



▲心配ごと相談室（彦根市福祉センター別館）

活動項目
5-2

ワンストップのネットワークづくり

昨今、社会の状況や住民の暮らしが変わり、相談が複雑化・多様化してきていることから、複数の相談機関が連携していくことが必要不可欠となっています。児童、障がい、高齢等の分野を横断した相談機関の連携を図るとともに、福祉分野だけでなく法律分野等との連携強化についても引き続き取り組んでいきます。

また、市社協としましては生活福祉資金貸付事業や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）にも取り組んできましたが、家計がうまく成り立たずに困窮に陥るケースも多く見られました。

平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法では、新たなセーフティーネットとして、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援が始まろうとしており、こうした状況をふまえ、市社協ではこれまで培ってきた経験を活かし、家計も含めた(仮称)暮らしのマネジメント支援にも取り組みます。

具体的な取り組みの内容

| 取り組み内容 | | 説明 |
|--------|-----------------------------|--|
| 1 | (継続) ワンストップ相談の機会の保障 | 複雑な困りごとを抱えた相談に対しても、一ヶ所に対応できるよう、湖東圏域の福祉、法律関係者と協働しながら、高齢者・障がい者および支援者等を対象としたワンストップの相談会を実施していきます。 ・なんでも相談会運営検討会の実施 ・なんでも相談会の開催 |
| 2 | (継続) 相談機関のネットワークづくり | 市内の福祉に関わる相談機関等が、顔を合わせて交流するなかで、それぞれの相談機関についての学びを深め、今後の相談における方向性や他機関との連携について共に考える機会を設けます。 ・「つながろう・つなげよう相談機関交流会」の開催 |
| 3 | (継続) (仮称)暮らしのマネジメント支援の実施 | 生活福祉資金貸付事業や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を通して相談者に寄り添った課題解決に向けた取り組みを進めるとともに、他機関や行政等とも連携しながら、相談者の自立に向けた家計等の支援を行います。 |

具体的な取り組み5年間の年次計画

| 取り組み | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|---------------------|---------|-----------|---------|---------|------|
| 1 | ワンストップ相談の機会の保障 | 継続 ⇒ | 一部検証 ◎ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 2 | 相談機関のネットワークづくり | 継続 ⇒ | ⇒ | 検証 ◎ | | |
| 3 | (仮称)暮らしのマネジメント支援の実施 | 継続 ⇒ | ⇒ | ⇒ | 検証 ◎ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証

高齢者・障がい者 相談無料
予約不要
お気軽です！

なんでも相談会

市 湖東地域(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)

高齢者や障害者、相続、福祉の制度、法律のことやわからないこと、現在、生活するうえで困っていることや将来に不安のある高齢の方や障がいのある方、また、そのご家族や寄せ書きの志成事などからも相談をお受けします。

また、高齢の方や障がいのある方を支援している福祉関係者の方も相談していただくことができます。

① 平成26年 **12月19日(金)**
13:30~16:30
※受付は16:00まで

愛荘町立福祉センター
- 愛の郷

※福祉センター731

② 平成27年 **3月1日(日)**
13:30~16:30
※受付は16:00まで

彦根市障害者福祉センター

※彦根市宇田町524

※3月は旧暦11月開始です。3月1日(日)参加の場合は、6月の相談もお願いいたします。

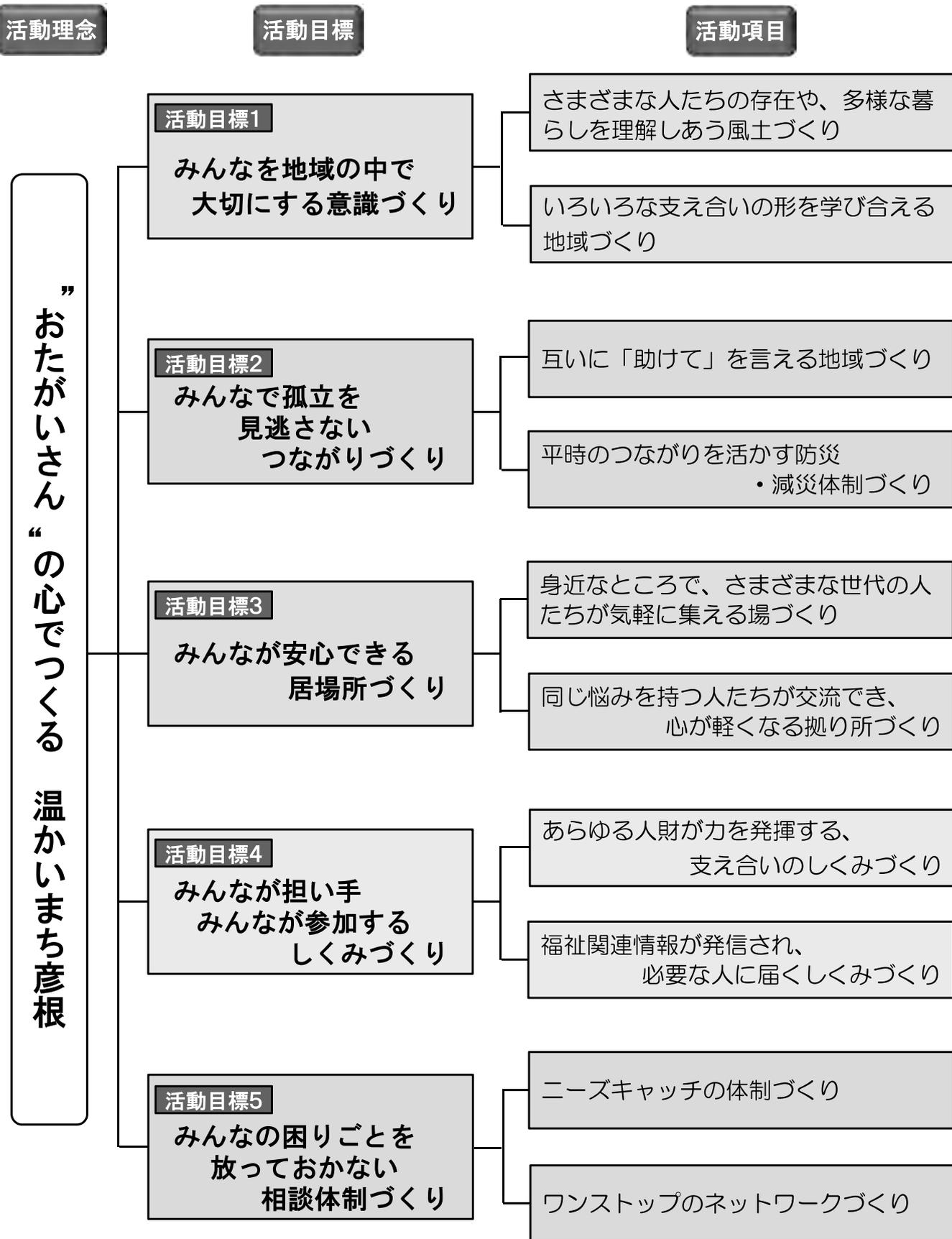
【問い合わせ先・要綱】 彦根市社会福祉協議会 TEL:0749-22-2821 FAX:0749-22-2841
 【問い合わせ先】 愛荘町社会福祉協議会 TEL:0749-42-7170 FAX:0749-42-7178
 豊郷町社会福祉協議会 TEL:0749-35-9060 FAX:0749-35-9234
 甲良町社会福祉協議会 TEL:0749-38-4867 FAX:0749-38-4699
 多賀町社会福祉協議会 TEL:0749-48-8127 FAX:0749-48-8140

併設：彦根市・彦根市・彦根市・彦根市
 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会
 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会
 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会 彦根市社会福祉協議会



▲高齢者・障がい者なんでも相談会スタッフミーティング

第1次 彦根市地域福祉活動計画（地域福祉推進計画）体系図



住民福祉 懇談会の 声



ここでは、市内各地で実施した「住民福祉懇談会」でいただいた、住民のみなさんの声の一部を内容別に分けて紹介します。

※本内容は原文のまま記載しています。

高齢化

- ・ 高齢化率がだいぶ高くなってきた
- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えてきた。声かけの方法をどうすればよいか
- ・ 「老老介護」の問題が出てきた
- ・ 人づきあいが少ない高齢者のケアが特に心配
- ・ 高齢化による孤立化が進んでいる
- ・ 高齢化により雪かきができない家（世帯）が増えてきた
- ・ 高齢化により活性化に乏しい
- ・ 認知症の方々も増えるかもしれない
- ・ 高齢者の集う場所が無い
- ・ 高齢者の生活支援ボランティアグループの組織化が必要
- ・ 単身の高齢者・高齢者世帯の見回りなどみんなできるとよい

子ども・若者

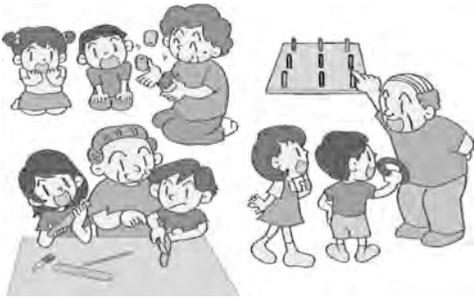
- ・ 子どもの数が減って地域の活気さが減りつつある
- ・ 町内に子どもがおらず、お祭の行事ができない
- ・ 屋外で遊ぶ子どもが少ない（夏休み中なのに）
- ・ 母子家庭・父子家庭の増加
- ・ 中学生の参加できる行事が少ない
- ・ 若者が住みにくい町になっている
- ・ 高校卒業後に地元を離れて生活する若者が多い
- ・ 子どもの集まる場所が少ない
- ・ 子どもの目線で考えず、大人の都合（面倒・役員がないなど）で今までの子どもの行事を止めてきたのでは…
- ・ あいさつができる子どもたち。小中学生のあいさつが気持ちいい。
- ・ 旧来の町で行事を大切に伝承している中で、若い人を育てている。
- ・ 子どもが地域の大人の顔を知っている

つながり・ふれあい

- ・ 隣近所とのつながりが薄くなってきている
- ・ 今は何とかなっているが、近隣とのつながりの希薄化が心配
- ・ 隣近所との声の掛け合いができない
- ・ 年配の方と子どもたちの交流が少ない
- ・ マンション、アパートの若い住民・外人さんとの交流ができにくい。または無い
- ・ ポスティングは住民をバラバラにしてしまうので、やはり回覧板がよいのでは
- ・ 「おたがいさま」の考え方が少なくなっている。盛り返さないといけない
- ・ 子育てで悩んでいても相談できないなど、孤立化している人がいるのでは？
- ・ 世代を越えた付き合いがもっと深められないか
- ・ ゴミ出しなど老人の方で出せない時は気にかけて、代わりに出す
- ・ 不審者と間違えられないかと、子どもに声をかけづらい

居場所・拠り所

- ・子どもの集まる場所、遊ぶ広場が少ない
- ・子育ての悩みを気軽に相談する場所がない
- ・公園などが近くにない
- ・子どもから大人まで集える場所・機会が少ない
- ・小さな、三世代がいこえる場所がほしい
- ・気軽に参加できるサロンがない
- ・空き家が多いので、集まる場所に活用できるといいのに
- ・会館等のフリーの活用を考えていく必要がある
- ・小単位のサロンのような場所づくり。各自治会の集会所の活用



自治会・地域組織

- ・自治会行事等への参加者が減少している
- ・我関せずの人が増え、自治会活動が困難になっている
- ・自治会行事がマンネリ化している
- ・行事がだんだん省略化されている
- ・祭りや行事が少子・高齢化でできなくなってきた
- ・老人会、子ども会が無くなっているのが残念
- ・地域の組織力が低下している
- ・組織と組織のつながりが弱く、連携が不十分
- ・地域リーダー（世話役）が不足している
- ・世話人も高齢化し、担い手が不足している
- ・役員のなり手が少ない。お願いするとやめるという
- ・世代交代したいが若い人で頼める人がいない
- ・あらゆる面で後継者がいない
- ・住みやすい町づくり、働きやすい町づくりを

防災活動・危機管理

- ・大雨による河川の氾濫や土砂災害が心配
- ・住宅が密集しているので火災時が心配。道が狭く、緊急車両が通れるかどうか
- ・被災者への備蓄品が世帯数より少ない
- ・個人情報共有ができず、災害時に困る
- ・一人暮らしで体が不自由な人をどのように避難所へ連れて行くのか
- ・警報が出た時、独居の高齢者を連れて逃げられるか。避難誘導をどうするか
- ・災害時に支援が必要な人が周囲に認識されているのか…。災害時の連絡網から漏れてしまう
- ・支援が必要な人の把握ができていない
- ・災害に対する意識が低く、自主防災組織の結成も少ない
- ・防災訓練をしている町と何もしていない地域の格差がある
- ・防災意識が薄いため消防団員の成り手がいない

地域活動・ボランティア

- ・子ども見守り隊も必要だが、認知症の方、気になる方の見守り隊が必要では？
- ・「支え合い」というと「高齢者」と思われがちだが、子育て世代、子どもから高齢者まで支えるのが必要
- ・スクールガードに出る人が少なくなった。継続していけるか不安
- ・ボランティア活動に参加する人が少ない。関心のない人が多いよう
- ・初めは「何やってるんや」と言われても、活動が続いているとみんなが関心を持ってくれる



第5章 彦根市社協基盤強化計画

1. 基盤強化計画の策定にあたって

市社協は、平成22年度に彦根市社会福祉協議会運営検討委員会から、組織体制、業務内容、財源、人材、広報の課題とその改善策について提言をいただきました。

今般、この提言のうち、市社協の基盤強化（組織体制、財源、人材、広報）に関する事項について基盤強化計画としてまとめました。

提言は三つの柱で構成されていますが、そのうち基盤強化に関わるものについて、それぞれ提言に沿って強化する目標を定めました。

2. 提言と強化目標

提言1. 体制と業務内容の見直し

- 市社協内部の体制の見直し
- 市社協と学区社協および自治会との連携体制の見直し（一部、地域福祉推進計画へ）



強化目標1

協議体としての役割を発揮できる体制と業務内容の見直し

提言2. 活動財源と人材の確保

- 活動財源の確保（一部、地域福祉推進計画へ）
- 人材の確保



強化目標2

- ①社会福祉法人としての責任を意識した財政運営
- ②新たな福祉課題やニーズに対して専門性・継続性を活かした支援ができる職員の育成

提言3. 効果的な広報活動およびモデル事業の実施

- 提供サービスおよびコスト・妥当性の明示



強化目標3

地域福祉の要としての社協のPRと客観的な評価システムの構築

強化目標
1

協議体としての役割を発揮できる体制と 業務内容の見直し

【現状と課題】

市社協全体としての事業を推進する体制を構築するためには、職員各自のネットワークの必要性に対する認識と、ネットワーク能力の養成が求められています。

現在は、地域福祉課と在宅介護課の職員が、ソーシャルワーク強化事業などを通じ、課題等に協働で取り組む場面が増えています。日常業務においても複雑な個別課題に両課の職員が連携して対応することが多くなりましたが、更に、問題を共有し意見交換できる場を持つことが強く求められています。

また、「地域福祉」を推進する中核組織として、法人の活動の活性化と適正な運営は根本的な課題であり、特に理事会や評議員会の役割は、定款等の規程に定められた案件審議だけでなく、事業の進捗状況や福祉課題を共有することで、社会のニーズに応じた機動的な運営ができるよう、その活動の充実を図ることが必要です。

さらに、事業部門が増えるなか、事務局機能の充実を図るため、総務課の新設や地域包括支援センターの所管替えなど事務局組織の見直しや改編も課題となっています。

【取組方針】

協議体としての運営機能、理事・評議員を含めた経営機能が発揮できるように体制の充実を図ります。また、プロジェクトチームを編成するなどにより部署間の円滑な情報交換と連携に努め、事務局内の適正な人員の配置と組織再編に取り組むことにより事務局運営の充実を図ります。

【具体的な取り組み内容と5年間の年次計画】

| 取り組み内容 | 計画項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------|--------------------------|------|------|------|------|------|
| 法人運営体制の充実 | 理事会・評議員会への情報提供と意見交換の場の設置 | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | 理事および評議員会活動の活発化 | | ■ | ○ | ⇒ | ◎ |
| | 役員研修の実施 | ■ | ○ | ⇒ | ◎ | ⇒ |
| 事務局運営体制の充実 | 内部連絡会議の開催による連携体制の強化 | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | (仮称)彦根市地域福祉推進委員会の開催 | ○ | ⇒ | ◎ | ⇒ | ⇒ |
| | 行動記録の徹底と検証による効果的な事業の執行 | ○ | ⇒ | ◎ | ⇒ | ⇒ |
| 事務局組織の見直し | 業務内容の見直し及び組織改編方針の検討 | ○ | | | | |
| | 事務局組織のあり方の検討会議の開催 | | ■○ | ○ | | |
| | 事務局組織の改編 | | | | ○ | ⇒ |

■＝検討 ○＝実施 ⇒＝継続 ◎＝検証

強化目標
2-①

社会福祉法人としての責任を意識した財政運営

【現状と課題】

市社協が地域福祉を推進し事業を進めていくためには、事業運営に必要な自主財源の確保に努めることが必要です。

特に会員会費は、住民主体の福祉活動を進めていく社協の基礎的財源となるものですが、広報紙「社協ひこね」やホームページにおいて社協のPRに努めているものの、一般会費は減少する傾向にありました。また、長らく会員規程の見直しや会員増強に向けた積極的な働きかけはありませんでした。

一方、自主財源の大きなウエイトを占める収益事業のうち、介護保険事業では有資格者の確保により介護報酬加算による収益増も図ってまいりましたが、介護保険法の改正により今後の介護報酬の減額見直しや、収益の要となる介護人材の確保の困難性などに伴う収益構造の変化も予想され、今後の事業方針の検討が重要となっています。

衣装貸付事業においても、昨今の社会経済情勢から安定した収益を得るためには、新たな経営戦略の確立が求められます。

同時に、職員が常にコスト意識を持ち業務にあたることも考えていかなければなりません。

【取組方針】

安定財源を確保するために、会員制度と会費、収益事業の見直しを行うとともに、新たな財源の確保に努めます。

また、費用対効果を意識した業務の運営に取り組み、効果的・効率的運営により財政的自立化を図ります。

【具体的な取り組み内容と5年間の年次計画】

| 取り組み内容 | 計画項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|----------------|-----------------------|------|------|------|------|------|
| 会費のあり方の見直し | 社協会費に関する情報収集と会員制度の見直し | ■ | ⇒ | | | |
| | 会員規程の見直し | ■ | ○ | | | ◎ |
| | 会費の使途の見える化等による会員増強 | ■○ | ⇒ | ⇒ | ◎ | |
| 収益事業の見直し | 介護保険事業の計画的な経営 | ○ | ⇒ | ◎■ | ○ | ⇒ |
| | 衣装貸付事業の計画的な経営 | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | 新たな財源の創出 | | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ |
| 費用対効果を意識した業務運営 | 業務フローチャート作成やマニュアル化の促進 | ○ | ⇒ | ◎ | ⇒ | ⇒ |

■＝検討 ○＝実施 ⇒＝継続 ◎＝検証

強化目標
2-②

新たな福祉課題やニーズに対して専門性・継続性を活かした支援ができる職員の育成

【現状と課題】

市社協がエリア・マネージャーとしての役割を果たしていくために、人材の育成は不可欠であり、専門的な知識に関する研修制度はもとより、コーディネートスキルを身につけるための研修制度の確立が求められています。

これまで、ソーシャルワーク強化事業として、地域福祉課と在宅介護課の職員が協力し共通のテーマに取り組む研修なども進めてきており、職種の異なる職員が交流する機会が増えるにつれ、社協組織についての基本的理解の上で、相互の業務理解を深める場の必要性が高まってきています。

また、更なる組織強化を目指すために、実践力を重視した職員の採用とあわせ、職員が幅広い業務の経験が積めるよう、人事異動による組織の活性化を図ることも視野に入れていかなければなりません。そのためには、職員の処遇の見直しを合わせて検討することが必要となってきています。

いずれにしても、業務に対応した適切な職員の確保による配置が前提となりますが、特に介護業務に従事する職員の不足は深刻な問題となっています。

【取組方針】

計画的な研修の実施により、全職員の資質向上を目指します。

また、職員が意欲を持って業務に取り組めるように、計画的な職員の採用および処遇の見直しを行います。

【具体的な取り組み内容と5年間の年次計画】

| 取り組み内容 | 計画項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------------------|----------------|------|------|------|------|------|
| 職員研修制度の充実 | 内部研修計画の確立 | ■○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | 専門職としての研修の実施 | ■○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | 組織人としての研修の実施 | ■○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 登用・継続雇用を含む計画的な職員の採用 | 計画的な職員の採用 | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | 介護職員の人材確保と育成 | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 職員の処遇の見直し | 給与体系の見直し | ■ | ○ | | | |
| | 人事考課制度の導入 | | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ |
| | 適切な職員配置と処遇の見直し | | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ |

■=検討 ○=実施 ⇒=継続 ◎=検証

強化目標
3

地域福祉の要としての社協のPRと客観的な評価システムの構築

【現状と課題】

地域における福祉の必要性と、そのあるべき方向性を共有するためには、市社協が提供するサービスの適切な理解促進と、事業に対する成果についての評価システムの構築を必要としています。

近年、「住民に見える社協づくり」を市社協の事業計画の重点目標としていますが、社協がどのような組織でどのようなことを行っているのか、時代に即した媒体を使ってPRし住民の理解促進を図っていくことは、会員増強という面からも極めて重要です。

さらに、事業の成果や効果をわかりやすく伝える機能を高めることは、一市に一社協として行政との協働による地域福祉を推進していくためにも、極めて有効な取り組みといえます。

そのためには、自らの業務を客観的に評価し、さまざまな角度から問題点を見出して改善を進めていかなければなりません。

【取組方針】

地域住民に社協活動を理解してもらえるように情報発信の充実に取り組みます。

また、事務事業評価システムを導入して、業務の問題点を見出して改善を進めます。

【具体的な取り組み内容と5年間の年次計画】

| 取り組み内容 | 計画項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------------|-----------------------------|------|------|------|------|------|
| 広報活動の強化 | 広報委員会の設置 | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | 電子メディアを含む情報発信の強化 | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | 広報紙への会員情報等の掲載 | ■○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | PR紙の発行 | ■ | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 事務事業評価システムの導入 | PDCA サイクルによる業務の進行管理と自己評価の実施 | ○ | ⇒ | ⇒ | ◎ | ⇒ |
| | 外部評価委員の設置 | ○ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

■＝検討 ○＝実施 ⇒＝継続 ◎＝検証

資料編

彦根市地域福祉活動計画策定の経過

| 年 | 期 日 | 会議名・内容等 |
|-----------------------------|--------------------------|---|
| 平成 24 年 | 5月15日 | 学区(地区)社協会長会 地域福祉計画に関する学習① |
| | 6月21日 | 学区(地区)社協会長会 地域福祉計画に関する学習② |
| | 9月30日 | 内部会議 |
| | 10月 8日 22日～26日 30日 | 内部会議 学区(地区)社会福祉協議会聞き取り調査 地域福祉計画との連動について聞き取り 学区(地区)社協会長会 地域福祉計画に関する学習と活動整理① |
| | 11月11日 | 内部会議 |
| | 12月14日 | 学区(地区)社協会長会 地域福祉計画に関する学習と活動整理② |
| | 平成 25 年 | 3月21日 22日 |
| 10月15日 18日 21日 29日 | | 研修Ⅰに関する打合せ 福祉センターにおいて県社協職員と打合せ 研修Ⅱに関する打合せ 東近江市社協において東近江市社協職員と打ち合わせ 社協職員研修会Ⅰ (滋賀県社協職員による講義) 社協職員研修会Ⅱ (東近江市社協職員による講義) |
| 1月29日 | | 学区(地区)社協会長会 地域福祉活動計画に関する学習会 |
| 4月 8日 17日 23日 28日 | | 計画策定指導 県社協による助言・指導 外部調査 長浜市社協へ聞き取り 第1回 ワーキングコアチーム会議 ワーキングコアチーム打合せ 計画策定指導 龍谷大学にて龍谷大学 岡野英一先生へ指導者依頼及び策定 指導 第2回 ワーキングコアチーム会議 |
| 5月 7日 9日 15日 21日 | | 計画策定指導 福祉センターにて龍谷大学 岡野英一先生より策定指導 内部会議 第3回 ワーキングコアチーム会議 行政連絡会議 策定の進捗状況報告及び今後の進め方について説明 計画策定指導 福祉センターにて龍谷大学 岡野英一先生より策定指導 |

| 年 | 期 日 | 会議名・内容等 |
|-------|--|---|
| 平成26年 | 5月26日 | 第2回 理事会 指導者及び具体的策定スケジュール等について説明 |
| | 28日 | 第4回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 29日 | 第2回 評議員会 指導者及び具体的策定スケジュール等について説明 |
| | 30日 | 内部会議 |
| | 6月 5日 | 第5回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 10日 | 第6回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 12日 | 内部会議 |
| | 17日 | 第7回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 18日 | 社協職員研修会 龍谷大学 岡野英一先生の講義及びグループワーク |
| | 27日 | 学区(地区)社協会長会 地域福祉活動計画策定の進め方について報告及び学区(地区)社協会長から策定委員の選出 |
| | 7月 1日 | 内部会議 |
| | 2日 | 第1回 策定委員会 23名(委任状含む) 学習会、委員長及び副委員長選出、策定の進め方について検討 |
| | 3日 | 第8回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 15日 | 第1回 課題検討プロジェクト会議 |
| | 16日 | 第9回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 17日 | 第1回 基盤強化計画策定会議 |
| | 22日 | 第1回 作業委員会 |
| | 25日 | 基盤強化計画 在宅介護課会議① |
| | 29日 | 3地区合同住民福祉懇談会/中地区 55名 (対象地域:城北・城西・金城・平田・城南・高宮) |
| | 30日 | 3地区合同住民福祉懇談会/南地区 78名 (対象地域:多景・花田・日夏・若葉・河瀬・亀山・稻枝) |
| | 8月 5日 | 3地区合同住民福祉懇談会/北地区 56名 (対象地域:鳥居本・佐和山・城東北・城東中・城東南・旭森) |
| | 6日 | 第10回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 7日 | 基盤強化計画 地域福祉課会議① |
| | 12日 | 第2回 基盤強化計画策定会議 |
| | 18日 | 基盤強化計画 地域福祉課会議② |
| | 25日 | 内部会議 基盤強化計画 地域福祉課会議③ 基盤強化計画 在宅介護課会議② |
| | 26日 | 第2回 城南学区住民福祉懇談会 8名 第2回 城西学区住民福祉懇談会 9名 第2回 若葉学区住民福祉懇談会 6名 第2回 城北学区住民福祉懇談会 10名 |
| 27日 | 基盤強化計画 地域福祉課会議④ 第2回 日夏地区住民福祉懇談会 12名 | |

| 年 | 期 日 | 会議名・内容等 |
|---------------|--------|--|
| 平成 26 年 | 8月 27日 | 第2回 平田学区住民福祉懇談会 9名 |
| | 28日 | 第2回 花田地区住民福祉懇談会 11名 第2回 亀山学区住民福祉懇談会 14名 |
| | 9月 1日 | 基盤強化計画 在宅介護課会議③ |
| | 2日 | 第2回 城東北部地区住民福祉懇談会 7名 第2回 旭森学区住民福祉懇談会 10名 |
| | 3日 | 第3回 基盤強化計画策定会議 第2回 河瀬学区住民福祉懇談会 21名 第2回 鳥居本学区住民福祉懇談会 8名 |
| | 5日 | 第2回 金城学区住民福祉懇談会 8名 第2回 多景地区住民福祉懇談会 6名 |
| | 9日 | 基盤強化計画 地域福祉課会議⑤ 第2回 課題検討プロジェクト会議 |
| | 10日 | 基盤強化計画 地域福祉課会議⑥ |
| | 11日 | 基盤強化計画 在宅介護課会議④ |
| | 12日 | 第2回 城東中部地区住民福祉懇談会 5名 |
| | 16日 | 基盤強化計画 両課検討会議① 計画策定指導 龍谷大学にて岡野委員長より策定指導 |
| | 18日 | 第2回 高宮学区住民福祉懇談会 13名 |
| | 24日 | 第4回 基盤強化計画策定会議 |
| | 25日 | 第2回 城東南部地区住民福祉懇談会 10名 第2回 佐和山学区住民福祉懇談会 10名 第3回 花田地区住民福祉懇談会 10名 |
| | 29日 | 第3回 平田学区住民福祉懇談会 8名 |
| | 30日 | 第3回 城北学区住民福祉懇談会 11名 |
| | 10月 2日 | 第2回 稲枝地区住民福祉懇談会 12名 第11回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 3日 | 第3回 城東中部地区住民福祉懇談会 5名 第3回 課題検討プロジェクト会議 |
| | 7日 | 第3回 城南学区住民福祉懇談会 6名 第3回 旭森学区住民福祉懇談会 9名 |
| | 8日 | 基盤強化計画 地域福祉課会議⑦ 第4回 課題検討プロジェクト会議 |
| | 10日 | 基盤強化計画 在宅介護課会議⑤ |
| | 15日 | 第3回 鳥居本学区住民福祉懇談会 9名 |
| | 16日 | 基盤強化計画 両課検討会議② |
| | 21日 | 第3回 城西学区住民福祉懇談会 10名 |
| | 22日 | 第3回 佐和山学区住民福祉懇談会 9名 |
| | 23日 | 第3回 河瀬学区住民福祉懇談会 16名 |
| | 28日 | 第12回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 29日 | 第3回 亀山学区住民福祉懇談会 14名 第3回 城北学区住民福祉懇談会 9名 |

| 年 | 期 日 | 会議名・内容等 | |
|---------------|---------------|--|--|
| 平成 26 年 | 11月 4日 | 基盤強化計画 地域福祉課会議⑧ | |
| | 6日 | 第4回 花田地区住民福祉懇談会 11名 第4回 佐和山学区住民福祉懇談会 7名 第4回 佐和山学区住民福祉懇談会 7名 第4回 日夏地区住民福祉懇談会 11名 | |
| | 14日 | 第13回 ワーキングコアチーム会議 | |
| | 10日 | 行政連絡会議（介護福祉課） 介護保険改正等に関する情報交換 | |
| | 11日 | 第3回 若葉学区住民福祉懇談会 6名 | |
| | 17日 | 第3回 高宮学区住民福祉懇談会 12名 | |
| | 18日 | 第1回 下後三条町(城東南部地区) 住民福祉懇談会 15名 第4回 課題検討プロジェクト会議 第2回 作業委員会 | |
| | 20日 | 第3回 金城学区住民福祉懇談会 7名 | |
| | 21日 | 第3回 城東北部地区住民福祉懇談会 6名 第5回 佐和山学区住民福祉懇談会 9名 | |
| | 25日 | 第14回 ワーキングコアチーム会議 計画策定指導 福祉センター別館にて岡野委員長より策定 指導（基盤強化計画 地域福祉課会議⑨） | |
| | 26日 | 第5回 城北学区住民福祉懇談会 12名 | |
| | 27日 | 行政連絡会議（障害福祉課） 障害者計画及び障害福祉計画に関する情報交換 | |
| | 29日 | 第3回 作業委員会 第1回 上後三条町(城東南部地区)住民福祉懇談会 5名 | |
| | 平成 27 年 | 12月 2日 | 第4回 旭森学区住民福祉懇談会 8名 |
| | | 5日 | 基盤強化計画 地域福祉課会議⑩ 内部会議 |
| | | 10日 | 第6回 佐和山学区住民福祉懇談会 9名 |
| | | 11日 | 行政連絡会議（子育て支援課・子ども青少年課） 子ども・若者プラン等に関する情報交換 |
| | | 12日 | 第15回 ワーキングコアチーム会議 |
| | | 16日 | 第5回 日夏地区住民福祉懇談会 9名 |
| | | 18日 | 行政連絡会議（社会福祉課） 生活困窮者自立支援法等に関する情報交換 |
| 22日 | | 第16回 ワーキングコアチーム会議 | |
| 25日 | | 第17回 ワーキングコアチーム会議 | |
| 平成 27 年 | 1月 6日 | 第18回 ワーキングコアチーム会議 | |
| | 7日 | 第19回 ワーキングコアチーム会議 | |
| | 8日 | 基盤強化計画 両課検討会議③ | |
| | 9日 | 第20回 ワーキングコアチーム会議 | |
| | 14日 | 第5回 基盤強化計画策定会議 第21回 ワーキングコアチーム会議 | |
| | 15日 | 内部会議 | |

| 年 | 期 日 | 会議名・内容等 |
|---------------|-------|--|
| 平成 27 年 | 1月15日 | 第22回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 19日 | 第6回 日夏地区住民福祉懇談会 11名 第6回 城北学区住民福祉懇談会 9名 |
| | 20日 | 第24回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 22日 | 第25回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 24日 | 第1回 城東南部地区（芹中・新町・大橋町）住民福祉懇談会 15名 |
| | 26日 | 行政連絡会議（社会福祉課） 策定の進捗状況報告について |
| | 27日 | 第26回 ワーキングコアチーム会議 第27回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 28日 | 計画策定指導 龍谷大学にて岡野委員長より策定指導 基盤強化計画 両課検討会議④ |
| | 29日 | 第28回 ワーキングコアチーム会議 第2回 策定委員会 21名（委任状含む） |
| | 30日 | 策定の経過報告及び活動計画骨子案について検討 |
| | 2月 3日 | 第29回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 5日 | 基盤強化計画 両課検討会議⑤ |
| | 6日 | 第30回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 9日 | 第31回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 10日 | 第32回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 13日 | 第6回 理事会 地域福祉活動計画策定進捗状況の報告 |
| | 16日 | 第4回 評議員会 地域福祉活動計画策定進捗状況の報告 |
| | 23日 | 第6回 基盤強化計画策定会議 第33回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 24日 | 稲枝中学校地域福祉を語る会 13名 |
| | 25日 | 第34回 ワーキングコアチーム会議 計画策定指導 龍谷大学にて岡野委員長より策定指導 |
| | 26日 | 第3回 策定委員会 20名（委任状含む） 活動計画素案について検討 |
| | 28日 | 第3回 城東南部地区住民福祉懇談会 21名 |
| | 3月 3日 | 第36回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 4日 | 第37回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 9日 | 第38回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 13日 | 稲枝地区子育て井戸端会議懇談会 親子約15組 第39回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 15日 | パブリックコメントの実施 |
| | 16日 | 基盤強化計画 両課検討会議⑥ 第6回 日夏地区住民福祉懇談会 10名 |

| 年 | 期 日 | 会議名・内容等 |
|---------------|-------|---|
| 平成 27 年 | 3月16日 | 第7回 佐和山学区住民福祉懇談会 12名 |
| | 17日 | 第40回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 18日 | 第41回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 24日 | パブリックコメントの締め切り |
| | | 第42回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 26日 | 第43回 ワーキングコアチーム会議 |
| | 30日 | 第4回 金城学区住民福祉懇談会 6名 計画策定指導 龍谷大学にて岡野委員長より策定指導 |
| | 31日 | 第4回 策定委員会 19名（委任状含む） 活動計画の承認 |

彦根市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者等が社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「本会」という。）と相互に連携し、地域福祉活動についての具体的な目標を設定する「彦根市地域福祉活動計画」を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、彦根市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）という。

(責務)

第3条 策定委員会は、彦根市地域福祉活動計画の策定に関する事項について協議し、彦根市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に報告する。

(策定委員会の構成)

第4条 策定委員会は、次の各号に属する策定委員（以下「委員」という。）25人以内で構成し、本会会長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員の代表者
- (2) 学区(地区)社会福祉協議会の代表者
- (3) 福祉・医療・教育関係者
- (4) NPO・ボランティア関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 滋賀県社会福祉協議会の職員
- (8) その他会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。ただし、増員や辞職等

に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、この要綱の施行後最初に招集される委員会は、会長が招集する。

2 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

3 策定委員会は、委員の過半数の出席（委任状提出者含む。）がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 策定委員会に必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の事務局は、本会地域福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

彦根市地域福祉活動計画 策定委員名簿

◎委員長

○副委員長

(50音順)

| No. | 氏名 | 所属 |
|-----|--|----------------------------------|
| 1 | 伊 関 光 男 | 彦根市身体障害者更生会 副会長 |
| 2 | 岩 崎 和 子 | 彦根市健康推進員協議会 副会長 |
| 3 | ○ 大 森 修 太 郎 | 城東中部地区社会福祉協議会 会長 |
| 4 | ◎ 岡 野 英 一 | 龍谷大学 社会学部地域福祉学科 特任教授 |
| 5 | 奥 村 昭 | 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉課長 |
| 6 | 小 幡 善 彦 | エフエムひこねコミュニティ放送(株) 代表取締役社長 |
| 7 | 川 寄 孝 | 彦根市福祉保健部 部長 |
| 8 | 川 並 正 幸 | 彦根市精神障害者家族会“集まろう会” 会長 |
| 9 | 北 川 公 徹 | 彦根市青少年健全育成市民会議 会長 |
| 10 | 北 沢 浩 治 | 彦根市老人クラブ連合会 会長 |
| 11 | 黒 川 隆 徳 | 彦根市民生委員児童委員協議会連合会 会長 |
| 12 | 志 賀 谷 光 弘 | 彦根商工会議所 専務理事 |
| 13 | 柴 田 雅 美 | 特定非営利活動法人 Links 代表理事 |
| 14 | 柴 谷 春 美 | 彦根市母子福祉のぞみ会 推進員 |
| 15 | 鈴 木 則 成 | 一般社団法人 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会 会長 |
| 16 | 角 野 光 弘 | 湖東地域障害者自立支援協議会 副会長 |
| 17 | 辻 桂 司 | 特定非営利活動法人 彦根育成会 理事長 |
| 18 | 土 川 慶 子 | 彦根市男女共同参画センター ウィズ 所長 |
| 19 | 西 澤 孝 子 | 彦根市保育協議会(亀山保育園) |
| 20 | 林 雅 彦 (H26.7.2~H26.12.31) 鈴木 宗 亮 (H27.1.1~H27.3.31) | 公益社団法人 彦根青年会議所 理事長 |
| 21 | 北 條 眞 純 | 彦根市更生保護事業協会 会長 |
| 22 | 安 井 務 | 特定非営利活動法人 日本防災士会滋賀県支部 湖東ブロック長 |
| 23 | 安 居 勉 | 彦根市教育委員会 教育部長 |
| 24 | 山 田 孝 義 | 認定特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス 車輛主任 |

注) 所属・役職は就任当時のものです。

彦根市地域福祉活動計画 作業委員名簿

| No. | 氏 名 | 所 属 |
|-----|-----------|--|
| 1 | 藤 原 明 彦 | 地域福祉課 課長 |
| 2 | 内 片 弘 子 | 在宅介護課 課長 |
| 3 | 中 川 可 子 | 地域包括支援センターハピネス 管理者 |
| 4 | 青 木 善 美 | 地域包括支援センターいなえ 管理者 |
| 5 | 増 田 恵 子 | 在宅介護課 副主幹 地域包括支援センターハピネス 主任ケアマネージャー |
| 6 | 中 村 圭 子 | 地域福祉課 総務経理係 係長 |
| 7 | 前 田 映 子 | 地域福祉課 地域福祉係 係長 |
| 8 | 清 水 由 美 子 | 在宅介護係 訪問介護係 係長 |
| 9 | 青 木 博 美 | 在宅介護課 訪問介護係 主査 |
| 10 | 吉 田 美 和 子 | 北デイサービスセンターハピネスひこね 所長 |
| 11 | 松 居 智 和 | 地域福祉課 主任 |
| 12 | 清 水 ひ ろ み | 地域福祉課 主任 |
| 13 | 野 瀬 純 一 | 地域福祉課 主任 |
| 14 | 蓮 井 裕 子 | 地域福祉課 主事 |
| 15 | 永 福 友 美 | 地域福祉課 主事 |
| 16 | 中 嶋 敬 子 | 在宅介護課 主任 |
| 17 | 山 根 由 紀 美 | 在宅介護課 ケアマネージャー |
| 18 | 白 谷 美 優 子 | 在宅介護課 ケアマネージャー |
| 19 | 北 川 や よ い | 在宅介護課 ケアマネージャー |
| 20 | 城 戸 正 隆 | 在宅介護課 ケアマネージャー |
| 21 | 廣 田 裕 子 | 在宅介護課 ケアマネージャー |
| 22 | 雨 森 史 子 | 地域包括支援センターハピネス 社会福祉士 |
| 23 | 廣 部 可 那 子 | 地域包括支援センターハピネス 社会福祉士 |
| 24 | 谷 澤 健 一 | 地域包括支援センターハピネス 社会福祉士 |
| 25 | 馬 場 祐 子 | 地域包括支援センターいなえ 看護師 |
| 26 | 高 野 た き 子 | 地域包括支援センターいなえ 主任ケアマネージャー |
| 27 | 小 川 博 美 | 地域包括支援センターいなえ 社会福祉士 |

注) 所属・役職は平成26年度のものです。

あ行

アウトリーチ

本書では主に「手を差し伸べる」「訪問支援」の意味で用いており、社会福祉専門職等が、本来、援助が必要であるにもかかわらず、自身から申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすことを指している。

^{エスエヌエス} SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略語で、インターネットを活用し、人と人とのつながりや交流を促進するシステム。「ソーシャル・ネットワーキング・サイト」とも呼ばれる。近年ではFacebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）、LINE（ライン）などさまざまな媒体があり、安価で手軽に情報発信、情報交換ができることが強み。

^{エヌピーオー} NPO

Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略語で、法人格を持った民間の非営利団体。「非営利」とは、無償で活動を行うことではなく、利益（収入から費用を差し引いた利益）が出ても、構成員（社員や役員など）に配分しないで、本来の社会貢献活動に充てていくという原則で成り立っている。

エリア・マネージャー

本書では、概ね小学校区において福祉活動に対する相談・助言や、地域とボランティア・NPO、さまざまな団体間の調整を担うことを役割とする市社協職員のことを指している。

か行

会員規程

「地域福祉の推進を図ること」を目的に、社会福祉協議会会員や会費に関して定めた規程。民間の福祉団体である社会福祉協議会が取り組む活動は、市内所在の住民をはじめ福祉施設、団体、機関、会社、事業所等に地域福祉へ参加、協力していただく形で「会員会費」を納めていただき、財政的にも支えられている。

介護保険制度

2000年（平成12年）から施行され、加齢や疾病等により要介護状態となった者に対し、必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供する制度。利用者の選択により、多岐にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みになっている。

学区(地区)社会福祉協議会

学区(地区)社会福祉協議会は、昭和36年4月から概ね小学校区を単位として、自治会、民生委員児童委員など、さまざまな地縁団体が組織され、ふれあいサロン・給食など、住民参加によって身近な地域の福祉課題の解決に取り組んでいる。

（参考：「地域福祉パワーアップの手引き」（彦根市社協発行））

ケース

「実例」「事例」として訳され、生活上の問題をかかえる個人や家族に個別的に接し、問題を解決できるように援助することを「ケースワーク」と言う。

ごみ屋敷

ゴミが野積みの状態で放置された、ゴミ集積所ではない建物（主として居住用）もしくは土地のこと。居住者が自ら出すゴミをはじめ、近隣のゴミ集積所からゴミを運び入れたりする場合もある。発生理由については多様な状況があり定説はない。

さ行

災害時避難行動要支援者

災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。本市では、「彦根市災害時避難行動要支援者制度」が設けられ、災害発生時に1人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守る取り組みが進められている。

（参考：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）

災害ボランティアセンター

大規模災害時発生時に、支援に駆けつけたボランティアが円滑に支援を行うための相互調整を行う拠点。阪神・淡路大震災以降、被災地支援ボランティア活動による、助け合い・支え合いの意識が萌芽し、近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されている。

生活困窮者自立支援法

生活が困窮状態に陥った者の自立促進を目的に、自立相談支援事業など多様な事業を展開しながら、就労の機会提供や早期相談を行うことを定めた法律。2013年(平成25年)12月に成立し、平成27年4月より施行される。

生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支え、地域での豊かな生活と社会参加を図ることを目的とした貸付制度。

都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となっており、地域の民生委員と連携しながら借受世帯に対する相談支援を行っている。

セーフティーネット

万一の際に安全を確保するために張られた網を意味する言葉。「安全網または社会的安全網」とも訳される。生活困窮の観点からは、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す言葉として使われることが多い。

善意銀行

1962年に徳島県や大分県社会福祉協議会の発案で設けられ、社会福祉のための金品や物品等を預託し、必要とする人たちへ支給・貸与する取り組み。

本市においては、地域福祉や在宅福祉の充実および広く福祉のまちづくりを推進していくための重要なしくみとなっている。

※詳細は彦根市社協ホームページ ⇒ <http://www.hikone-shakyo.or.jp>

ソーシャルワーク

「社会福祉援助技術」と訳されることが多く、社会変革と社会開発、社会的結束および人々の内発的な力を高め（エンパワメント）、実践に基づいた専門職であり学問。

理論や社会科学等を基盤として生活課題に取り組み、人々の幸福感を高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける援助の方法。

（参考：国際ソーシャルワーカー連盟「ソーシャルワークのグローバル定義」）

た 行

地域福祉

P16中段に記載。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある等、判断能力が十分で無く、日常生活を営むのに支障のある人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理サービスを提供する事業。平成19年度に事業の内容に即した「日常生活自立支援事業」に名称変更されたが、滋賀県では「地域福祉権利擁護事業」の名称を使用している。

地域包括ケア

高齢者や障がいのある方等が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域住民やボランティア、公的な医療・福祉サービスが連携し、住まい・医療・介護・予防・生活支援の包括的な支援・サービスを提供していく仕組み。その提供体制を「地域包括ケアシステム」とも言う。(参考：厚生労働省ホームページ)

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に担う中核機関。市町村が責任主体として、市町村または委託を受けた法人が設置する。本市においては、2013年より5つのエリアすべてが民間委託されている。

ちょいボラ

「ちょっとしたボランティア」の略語。かつてAC（公共広告機構）が「ちょボラ」のキャッチフレーズで提唱した。日常の中でできる、ちょっとしたボランティアをすすめるものでゴミ箱の周りに散らばったゴミを片付けるなどの行為をCMで紹介していた。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある（あった者）から振るわれる暴力という意味で使われることが多い。「暴力」の形はさまざまで、身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素を含んでいる。

な行

ニーズ

多様な定義があるが、生活の中で不足したものを求める漠然とした衝動・隠れたあるいは潜在的な欲求と訳されることが多い。

日本創成会議

将来の新しい国づくりを考え、その実現に向けた戦略を策定するため、学識経験者や産業界、労働界等の有識者を集め、国民の立場から政策発信する組織。

は行

彦根市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、彦根市防災会議が地域の実情に即して作成した災害対策全般にわたる計画。計画書のなかで彦根市社会福祉協議会の役割として、大規模災害時に立ち上げられる「災害ボランティアセンター」の運営支援にあたることが明記されている。

福祉教育

すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく地域の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした取り組み。

ふれあいサロン

地域で暮らす人たちが、気軽に身近な会館等を集まり、いきいきと生活を送っていきけるよう、地域住民が主体となって運営する交流や仲間づくりの場。見守り活動を兼ねた閉じこもり予防や介護予防の役割も担う。

ボランティアセンター

ボランティア活動の推進・支援の拠点として、地域住民のボランティアに対する関心を高め、だれでも、いつでも、気軽にボランティア活動に参加できる地域づくりを進めるため設置されている推進主体。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方々であり、「児童委員」を兼ねる。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもの見守り、子育て支援等も行い、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

現在、彦根市は196人の民生委員・児童委員、27人の主任児童委員(H27.4.1 現在)がおられ、無報酬で社会福祉の増進のための諸活動に携わられている。

(参考：厚生労働省ホームページ)

わ行

ワーカー

本計画においては、主に彦根市社会福祉協議会における在宅介護関係職員及び地域支援担当職員、相談支援担当職員を総称して「ワーカー」としている。

ワーキングプア

定められた定義は無いが、就労しているものの生活維持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られず、日常生活を送るにあたって経済的な困窮に陥っている状態。「働く貧困層」とも言われ、近年の大きな社会的問題となっている。

ワークショップ

日本では「体験型講座」を指す用語として用いられ、課題や解決策等の関連を図式化するなどの共同作業をグループで行いながら、問題解決やトレーニングを行う手法。

活動理念

“おたがいさん”
の心でつくる
温かいまち彦根

第1次 彦根市地域福祉活動計画

平成27年(2015)3月 発行

お問い合わせ先

編集・発行：  社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会

〒522-0041

彦根市平田町670

彦根市福祉センター別館

【TEL】(0749) 22-2821

【FAX】(0749) 22-2841

【HP】 <http://www.hikone-shakyo.or.jp>

この計画はホームページからもご覧いただけるほか、PDFデータによるダウンロードも可能です。みなさま、ぜひご覧ください。

彦根市社協ホームページ >>> <http://www.hikone-shakyo.or.jp>